

訴 状

2020（令和2）年12月10日

札幌地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 哲之

弁護士 佐藤 博文

弁護士 小野寺 信勝

弁護士 市川 大輔

弁護士 今橋 直

弁護士 斎藤 耕

弁護士 竹信航 介

弁護士 成田 悠葵

弁護士 渡辺達生

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

総長解任処分取消等請求事件

訴訟物の価格 金1626万1832円

貼用印紙額 金 7万1000円

予納送達費用 金800円

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 請求の趣旨 | 6 |
| 請求の原因 | 6 |
| 第1章 序論 | 6 |
| 第1 本件事案の概要 | 6 |
| 1 原告が被告北大の学長に任命された経緯 | 6 |
| 2 解任された経緯 | 7 |
| 3 解任理由の変遷とマスコミ報道 | 7 |
| 第2 被告北大における学長の任免手続 | 9 |
| 1 法が定める任命手続 | 9 |
| 2 法が定める解任手続 | 10 |
| 3 北海道大学総長選考会議規程の定め | 10 |
| 第2章 本件処分の取消請求 | 11 |
| 第1 本件解任処分に至る事実経過 | 11 |
| 1 総長選考会議議長らによる辞任要求 | 11 |
| 2 調査委員会の設置及び調査報告書の提出 | 12 |
| 3 総長選考会議による辞任届の不受理 | 12 |
| 4 調査委員会による調査及び調査報告書の提出 | 12 |
| 5 大学による復職拒否 | 13 |
| 6 総長選考会議による調査報告書添付資料の閲覧謄写の不当な制限 | 14 |
| 7 総長選考会議への意見書提出及び意見陳述 | 17 |
| 8 総長選考会議による総長解任の決議 | 18 |
| 9 総長の職務復帰の拒否 | 18 |
| 10 文部科学省の事実確認及び聴聞 | 18 |
| 11 原告の総長解任 | 19 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第2 取り消すべき処分 | 19 |
| 第3 出訴期間 | 20 |
| 第4 総長選考会議の解任申出の裁量権の逸脱・濫用と解任処分の違法性（総論） | |
| | 20 |
| 1 文部科学大臣は総長選考会議の解任申出に拘束されること | 20 |
| 2 総長選考会議の解任申出の適法要件 | 21 |
| 3 各要件充足性の判断要素 | 21 |
| 4 解任処分の違法性 | 22 |
| 第5 総長選考会議の申出には手続に瑕疵があり違法であること（要件①） .. | 22 |
| 1 総論 | 22 |
| 2 総長選考会議における意見陳述の機会の不存在 | 23 |
| 3 調査委員会に置ける調査手続の瑕疵 | 25 |
| 4 小括 | 27 |
| 第6 「その他役員たるに適しないと認めるとき」に該当しないこと（要件②） | |
| | 28 |
| 1 総論 | 28 |
| 2 原告による日常的なハラスメント | 30 |
| 3 原告による対外的な北海道大学の信用を失墜する具体的行為 | 64 |
| 4 原告の北海道大学代表者及び研究者としての問題行為について | 69 |
| 5 その他、総長としての資質を疑われる行為 | 74 |
| 第7 裁量権の逸脱・濫用（判断過程審査） | 83 |
| 1 判断過程審査について | 83 |
| 2 考慮逸脱・他事考慮審査（形式的考慮要素審査） | 83 |
| 3 解任理由の誤り | 86 |
| 4 考慮すべき原告の実績 | 88 |

| | |
|----------------------------|----|
| 5 小括 | 90 |
| 第8 裁量権の逸脱・濫用（比例原則違反） | 90 |
| 第3章 国家賠償請求 | 91 |
| 第1 被告北大 | 91 |
| 第2 被告国 | 92 |
| 第3 共同不法行為の成立 | 93 |
| 第4 損害 | 94 |
| 第5 因果関係 | 95 |
| 第4章 結語 | 95 |

請 求 の 趣 旨

- 1 文部科学大臣が2020（令和2）年6月30日付けでした原告に対する国立大学法人北海道大学学長を解任する旨の処分を取り消す。
 - 2 被告らは、原告に対し、連帯して金1466万1832円及びこれに対する2020（令和2）年6月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1章 序論

第1 本件事案の概要

1 原告が被告北大の学長に任命された経緯

原告は、被告北大の有権者約1500名の教職員の意向投票で1位となり、総長選考会議において候補者に決定され、文部科学大臣により被告北大の学長に任命された者である。2017（平成29）年4月に就任し、任期は6年（2023（令和5）年3月まで）であった。

前任の総長は、文科省が主導する大学予算削減に応じ、「医学部、歯学部、小部局以外では一律14.4%、教授担当で205人の人件費の削減」を打ち出した。これに対して、各部局が教育の維持や学問の継承が困難となる、若手教員が他大学・研究機関に出て行かざるを得なくなるなど、最高学府としての北海道大学の将来に対する危機感が学内に広がった。

当時、学内では部局長、研究所長、センター長による会議が自主的に開催され、嘆願書を提出するなどしたが、改善が見られなかった。そのような状況で、

原告が、人件費の削減率を7.5%に圧縮し、大学の教育研究水準の維持を図ることなどを訴えて総長選挙に立候補し、教職員の意向投票及び総長選考会議で支持され、再任を目指した前総長を破って就任した。

2 解任された経緯

(1) 本件は、2018（平成30）年9月29日、事前の面会予約もなく、総長選考会議の議長と議長代行、大学顧問弁護士が総長室を訪れ、顧問弁護士が原告に「パワハラに関する公益通報を自分が阻止している、直ぐにお辞め下さい」等と言い、議長と議長代行がパワハラの録音テープが存在すると言い、3人で原告に辞任を求めたことに始まる。原告は身に覚えがないため、これに応じなかった。

すると、総長選考会議は、11月6日、学外3名の弁護士による調査委員会を設置し、翌2019（平成31）年2月に報告書の提出を受け、解任手続きを開始し、5月と6月に原告に対する事情聴取を行なった。

この間、被告北大は、教職員に対して経過を説明することなく、逆に口外しないよう箇口令を敷いた。

また、原告に対しては、調査委員会が事情聴取をすることなく、同委員会の報告書資料は代理人だけが閲覧することが許され、本人自ら閲覧することが認められなかった。

(2) 同年6月21日、総長選考会議は、調査報告書が認定した非違行為34件のうち30件の非違行為を認め、原告の総長解任の申し出を決議し、同年7月10日に文部科学大臣に原告の総長解任を申し出た。

文部科学大臣は、2020（令和2）年3月16日、原告に対する聴聞を実施し、同年6月26日総長選考会議が認定した30件の非違行為のうち28件を認定し同月30日付で原告の総長解任決定を通知した。

3 解任理由の変遷とマスコミ報道

(1) 調査委員会の報告書（2019（平成31）年2月）は、34件の事実を認定し、そのうち、23件がハラスメント、2件が信用失墜行為、3件が大学代表者及び研究者としての問題行為、その他資質を疑われる行為6件とされた。

しかし、総長選考会議の解任申出の決議（同年7月）では、30件となり、「調査委員会報告書においては、（中略）計23件の事案が指摘されているが、総長選考会議では、ハラスメントに該当するかどうかではなく、主に、総長として適切と言える行動であったか」否かについて判断したとされた。

ところが、文科省は、28件を認定し、その内容は、ハラスメント18件、信用失墜行為2件、大学代表者及び研究者としての問題行為3件、その他資質を疑われる行為5件と具体的に特定した。

(2) このように、事実の認定及び評価、判断の基準が、総長選考会議と文科省との間で違っている。当然、総長選考会議には調査委員会の報告をパワハラ等と認定しなかった理由があり、文科省には被告大学の認定を覆した理由があるはずである。

しかも、認定された非違行為の多くは、財務部長を始めとする本部事務幹部と原告との間の、総長室や総長車の中でのやりとりである。

新たな政策を実行したい新総長と文科省の掌理下の事務幹部の立場は、時には対立や軋轢があり得ることは想像に難くなく、ハラスメント等の非違行為の認定と評価は、その関係を踏まえて慎重に判断されなければならない。

また、仮に非違行為があったとしても、総長も大学構成員であるから、その事実認定や処分の手続は、学内規則に則って公正・適正に行われなければならぬ。

(3) 以上の経緯の中で、2019（令和元）年7月、被告北大が文部科学大臣に原告の総長解任を申し出た時、マスコミは、「北大の学長選考会議が、

名和豊春学長による北大職員へのパワーハラスメントを認定した」と報道した。

これは、明らかに事実に反する報道であったが、被告北大は、マスコミに訂正を申し入れることも、コメントを出すこともなかった。原告に対しては、本件に関する学内外への発言を一切禁止したままだった。

- (4) こうしていま、原告が望むことは、非違行為とされた証拠に直接アクセスして反論、反証することができなかつた本件解任手続の当否を司法の場で検証すること、そして、自治が認められ、社会に開かれた大学であるべき被告北大において、原告を総長に選出した大学教職員の全く与り知らぬところで解任された真相を詳らかにすることである。

第2 被告北大における学長の任免手続

本件は、国立大学法人の学長解任処分手続に係る事案なので、次章以下の各論に入る前に、基本的な法及び被告北大の規程を確認しておく。

なお、学長の任免は、教員人事と通じる、大学の自治の根幹をなすものであり、これらに関わる法律及び学内規程の解釈適用には、大学の自治に対する理解が欠かせないところ、今後の弁論の中で適宜主張していく。

1 法が定める任命手続

- (1) 国立大学法人法は、「学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。」(第12条1項)と定め、「前項の申し出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。」と定める（同条2項）。

また、同法は、「第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わ

なければならない」と定める（同条7項）。

2 法が定める解任手続

学長の解任においては、以下のように定められている。

第17条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の事績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。

このように、学長の解任においても、大学の自治を尊重する観点から、学長選考会議を通じた大学の自主的判断による学長人事が行われるよう制度設計されている。

3 北海道大学総長選考会議規程の定め

国立大学法人法の規定を受け、被告北大では、国立大学法人北海道大学総長選考会議規程（甲1）により、総長の解任手続を定めている。

第18条 会議は、総長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、

文部科学大臣に総長の解任を申し出るものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認められるとき。
- (4) その他総長たるに適しないと認められるとき。

2 会議は、前項の申し出の審議を行うに当たり、総長から意見陳述の申し出があった場合には、口頭又は書面で陳述の機会を与えなければならない。

3 第1項の申し出に係る議事は、委員総数の3分の2以上をもって決するものとする。

第18条の2 会議は、前条第1項の申出の審議を行うに当たり、調査委員会を設置し、調査を行うことができるものとする。

(中略)

6 調査委員会は、調査を開始した日から90日以内に調査報告書を会議に提出するものとする。

7 調査委員会は、会議から再調査を命じられたときは、再調査を開始した日から30日以内に再調査報告書を会議に提出するものとする。

第2章 本件処分の取消請求

第1 本件解任処分に至る事実経過

1 総長選考会議議長らによる辞任要求

2018（平成30）年9月29日に、事前の面会予約もなく、総長選考会議の[]議長（以下「[]議長」という）及び[]議長代行（以下「[]議長代行」という）

議長代行」という)、被告北大の顧問弁護士 [REDACTED] (以下「[REDACTED]弁護士」という) が総長室を訪れた。そして、[REDACTED]弁護士は原告に原告のパワハラに関する公益通報を自分が阻止しているとしたうえで、すぐに総長を辞めるよう迫った。また、[REDACTED]議長及び[REDACTED]議長代行はパワハラに関する録音テープが存在することを明らかにし、総長の辞任を求めた。これに対し、原告にはパワハラについて身に覚えがないため、総長の辞任を拒否した。

2 調査委員会の設置及び調査報告書の提出

(1) 2018(平成30)年10月22日に、[REDACTED]弁護士から総長選考会議理事に公益通報の連絡が入った。そして、総長選考会議は、この連絡を受けて同年11月6日に、総長選考会議規程第18条の2に基づき、調査委員会を設置して原告の非違行為等について調査することを決定した。

また、総長選考会議議長は、同月12日付「調査開始の通知」により原告に調査委員会の設置を決定した旨通知した。また、「調査開始の通知」には「今後、名和氏に対して、同調査委員会から事実確認のための聞き取り調査を行いますので、ご対応願います」と記載されていた(甲2)。

(2) 2018(平成30)年11月29日に、[REDACTED]議長は、[REDACTED]弁護士(委員長)、[REDACTED]弁護士、[REDACTED]弁護士を調査委員に委嘱し、同日に第1回調査委員会を開催し、調査が開始された。

3 総長選考会議による辞任届の不受理

2018(平成30)年12月8日に、原告はパワハラには身に覚えがないが、被告北大の混乱を避けるために、[REDACTED]議長に辞任届を提出した(甲3)。[REDACTED]議長は原告の名誉が毀損されないよう取り計らうと回答したが、結局、被告北大は辞任届を受理せず、調査委員会の調査は継続された。

4 調査委員会による調査及び調査報告書の提出

2019(平成31)年1月22日に第2回調査委員会、同年2月6日に第

3回調査委員会が開催された。そして、調査委員会は、調査終期から遡ること3週間も前の同年2月6日付で調査報告書を総長選考会議に提出し、調査を終えた（甲4）。そして、調査委員会から調査報告書を受けた[■]議長は、大学役員会に対し、直ちに調査報告書記載のとおりの34の非違行為（日常的なハラスメント行為23、対外的信用失墜行為2、研究者としての問題行為3、その他総長としての資質を疑われる行為6）があった旨報告した。

ところで、前述のとおり、総長選考会議は、「調査開始の通知」（甲2）において、原告に対し調査委員会から事実確認のための聞き取り調査を実施する旨告げていた。しかし、調査委員会は、2018（平成30）年12月3日から2019（平成31）年1月22日にかけて大学職員等34名を対象にヒアリングを実施したが、原告本人からの聴取もその打診を行わず、それどころか調査対象事実の告知さえ行うことはなかった。

5 大学による復職拒否

原告は、2018（平成30）年12月中旬に体調不良のため休職し、2019（平成31）年1月4日には糖尿病の治療のため、札幌市内の病院に入院した。その後、原告の体調が回復し、同年2月5日に退院となった。そして、原告は、同月7日に、大学の[■]総長職務代理に対し、同月12日からの復職を電子メールで申し出た。

しかし、[■]総長職務代理は、同月10日付「平成31年2月7日付[■]職務代理宛電子メールについて」において、「総長選考会議から調査を依頼された弁護士3名で構成される調査委員会からの調査報告を踏まえ、総長選考会議議長から、貴職がいわゆるパワーハラスメントほかの複数の非違行為に及んだとの報告を受けました」とし、大学役員会は原告の主治医が就労可能であると判断したとしても復職は認めないと回答をした（甲5）。

原告は上記[■]総長職務代理の電子メールにより、調査委員会による調査が

終了したことを知ることになった。

6 総長選考会議による調査報告書添付資料の閲覧謄写の不当な制限

(1) 総長選考会議は、2019（平成31）年2月14日付「国立大学法人北海道大学総長選考会議規程第18条の規定に基づく今後の手続きについて（通知）」にて、調査報告書を添付するとともに、総長選考会議規程18条に基づく解任の申し出に係る審議を行うにあたっての手続きを通知した（甲6）。同通知では、調査報告書添付書類の閲覧期間は同年2月21日から同年3月1日まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前8時30分から午後5時までと指定をし、陳述書の提出期限を同年4月8日までとすることなどを通知した。

しかし、調査報告書によれば添付書類等は膨大なものと予想され、実質5日間の閲覧のみでは証拠内容を把握した上で適切な反論等を行うことは困難であり、上記通知は原告の防御権、適正手続保障の観点から著しい問題があるものであった。

(2) そこで、原告代理人ら（当時）は、2019（平成31）年2月26日付要請書にて、調査報告書添付書類の謄写及び音声データの複製、閲覧期間を大幅に延長することを求めた（甲7）。

これに対して、総長選考会議は、2019（平成31）年3月1日付「平成31年2月26日付け貴殿からの要請書について」（甲8）にて回答したが、その内容は主要な証拠のほとんどについて閲覧は認めるが謄写を認めず、録音データは一切の複製を認めないとというものであった。また、閲覧期間は同年3月20日まで延期するが再延長は認めないとし、さらに、新たに閲覧、謄写等を認める条件として原告及び代理人全員に対し「書類等を正当な権利行使以外の目的に使用いたしません」「取得した情報を第三者に開示いたしません」「本件の関係者への直接の働きかけを将来にわたって一切行いません」

との誓約書の提出を求めるものであった。

しかし、調査報告書添付書類について、カメラや複写機を利用した謄写を認めないことに合理的理由はなく、また、書類が膨大であり、かつ、閲覧期間が短期間に制限されていることに鑑みれば、上記条件は原告の防御権、適正手続保障の観点から極めて不当なものであった。さらに、誓約書は「本件関係者」への「直接の働きかけ」の一切を将来にわたって禁じるものであり、あまりに広範に過ぎるものであり、原告の防御権行使を著しく制限する不当な条件であった。

(3) そこで、原告代理人ら（当時）は、2019（平成31）年3月6日付書面において、調査報告書添付書類の閲覧・謄写の条件について次のとおり再考を求めた（甲9）。すなわち、①誓約書案中の「本件関係者への直接の働きかけを将来にわたって一切行いません」という点には同意できること、②書類のカメラや複写機を利用した謄写を認めない場合は原告又は原告代理人ら（当時）は筆記又はパソコンによる打ち込みで転写せざるを得ず、また、録音データは反訳しながら聴取せざるを得ず、その作業は膨大な時間を要し、意見陳述の準備に支障を来すこと、③閲覧期間を短期間に限定し、再延長を認めないことは適正手続の観点から問題があること、というものである。

これに対して、総長選考会議は、2019（平成31）年3月7日付「平成31年3月6日付け貴殿からの連絡書について」（甲10）にて、いずれも全く理由を示すことなく、上記①について証拠閲覧等の条件として原告のみならず代理人にも「本件関係者への直接の働きかけを将来にわたって一切行いません」旨誓約を要求していた点について、代理人提出の誓約書に限って削除することに同意したが、②及び③については「貴殿ら宛ての平成31年3月1日付け書簡のとおりであり、これに付言することはありません」と言下に排斥した。

(4) 原告代理人ら（当時）は、2019（令和元）年3月11日付書面において、改めて前記①ないし③の再考を強く求めた（甲11）。

これに対し、総長選考会議は、同月12日付「平成31年3月11日付け貴殿からの連絡書について」（甲12）にて、「貴殿ら宛ての平成31年3月1日付け及び同年3月7日付けの書簡のとおりであり、これに付言することはありません」として、再考を拒否した。わずかに原告について「本件の関係者への直接の働きかけを将来にわたって一切行いません」旨誓約を求める理由が記載されていたが、そのいずれもが全く合理的な理由がないものであった。

(5) 上述のとおり、総長選考会議が付した調査報告書添付書類の閲覧謄写の条件は不当なものであったが、同会議によって一方的に区切られた閲覧期限が迫っていることもあり、苦渋の決断として次のとおり対応をした。

まず、総長選考会議が原告本人に誓約書の提出を求めていることは違法性が高く、また、原告本人の今後の防御権行使に大きな制約となるおそれがあるため、原告本人の誓約書は提出せず、原告本人による閲覧等は断念せざるを得なかった。

そして、やむを得ず、原告代理人ら（当時）のみ誓約書を提出し、閲覧等を行うことにした。もっとも、調査報告書添付書類は膨大で、かつ、短期間で筆記又はパソコンの打ち込みによる謄写や、録音の聴取及び反訳を行うには多大な時間と労力を要するため、急遽弁護士3名を追加選任し、これらの業務を分担して行うことになった。

(6) 原告代理人ら（当時）は、被告北大に対して再三にわたって手続保障の観点から種々の問題点を指摘しながらその指摘を無視しているとして、2019（平成31）年3月27日付上申書を文科大臣らに提出し、被告北大への適正な指導監督の措置を求めた（甲13）。

(7) 原告代理人ら（当時）は、2019（平成31）年4月9日付書面で、あらためて総長選考会議が強行している手続きは違法であると伝えたうえで、①証拠資料の閲覧期間制限を撤回し、行政手続法等の趣旨に鑑み、少なくとも意見陳述の実施日まで証拠資料の閲覧を可能とすること、②不利益処分を受けうる立場の原告本人が閲覧を行うことができるようすべく原告本人に対して「本件の関係者への直接の働きかけを将来にわたって一切行いません」旨誓約を求めるなどを撤回すること、③書類の謄写方法を筆記とパソコンによる打ち込みに制限し、音声データの複製を認めないとする取り扱いを撤回し、複写機、カメラによる謄写や音声データの複製を認めること、④以上の措置をとった上で、原告本人の実質的な反論や立証を行う機会を確保するため、2019（平成31）年4月18日までとの陳述書提出期限を延長すること、その他適正手続保障が回復されるためのあらゆる措置を講ずることを求めた（甲14）。

これに対して、総長選考会議は、同月12日付「平成31年4月9日付け貴殿からの連絡書について」（甲15）において、わずかに①調査報告書添付書類等の閲覧等を意見陳述の前日まで認める、④陳述書の提出期限を同年5月10日まで延期する、との回答をした。しかし、閲覧方法等については従前のとおりとするものとされ、②原告本人の「本件の関係者への直接の働きかけを将来にわたって一切行いません」との誓約を閲覧等の必須条件とすることや、③書類の謄写方法を筆記及びパソコンによる打ち込みに制限し、音声データの複製を認めないとするなど、原告の防御権を確保する上で本質的な部分に関わる制約は維持された。

7 総長選考会議への意見書提出及び意見陳述

(1) 2019（令和元）年5月10日に、原告代理人ら（当時）は総長選考会議に意見書を提出し（甲16）、原告は陳述書を提出した（甲17）。

(2) 同年5月21日に、原告及び原告代理人ら（当時）は、総長選考会議において、それぞれ調査報告書に対する意見陳述を行い、[]議長等の出席者との間で質疑応答が行われた（甲18・議事録）。その後、同年6月21日に、総長選考会議により原告への事情聴取が行われた（甲19・議事録）。

8 総長選考会議による総長解任の決議

2019（令和元）年7月4日に、総長選考会議は、調査報告書が認定した非違行為のうち30の非違行為を認め、国立大学法人法17条4項に基づく原告の総長解任の申し出を決議し、同年7月10日に文部科学大臣に原告の総長解任を申し出た（甲20、21）。

9 総長の職務復帰の拒否

前述のとおり、原告は2019（平成31）年2月7日に[]理事に同月12日付で総長に復帰する意思を伝えたところ、同月10日付文書において復職が拒否されていた。しかしながら、被告北大の復職拒絶について法令及び被告北大の規則上の根拠が見いだせないため、2020（令和2）年1月29日付で再度復職を求めた（甲22）。しかし、被告北大は、同年2月10日付「令和2年1月29日付け貴殿からの連絡書について」において、文部科学大臣の判断が出るまで復帰は認めないと通知した（甲23）。

10 文部科学省の事実確認及び聴聞

(1) 文科大臣は、2020（令和2）年1月17日付け「行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞の実施について（通知）」（甲24）を発し、総長選考会議の「国立大学法人北海道大学総長の解任の申出に係る審議等の結果」に記載された事案について、関係資料を基に国立大学法人法17条4項の解任事由に該当するか検討するため、事実確認を行ったところ、原告による日常的なハラスメントとして18、被告北大の信用を失墜する行為として2、被告北大代表者及び研究者としての問題行為として3、そ

の他、総長としての資質を疑われる行為として5つの事実を確認したこと、同年2月20日に原告に対して行政手続法13条1項1号に基づく聴聞を実施する旨通知した。

これに対して、原告代理人は日程調整がつかないことを理由に延期を求め、聴聞は同年3月16日に実施されることが決まった。

(2) 原告は聴聞が実施される前の同月11日に、同日付の陳述書及び意見書を提出した(甲25、甲26)。そして、2020(令和2)年3月16日に文部科学相大臣官房統括審議官[REDACTED]主宰者、同省大臣官房人事課長[REDACTED]を聴聞担当職員として聴聞が実施され、口頭で総長解任の申出に至る手続き上の瑕疵及び事実認定と評価に誤りがあることの陳述を行った(甲27)。

1.1 原告の総長解任

文科大臣は、2020(令和2)6月26日、「国立大学法人法第17条第2項に基づく処分」と題する文書において、総長選考会議が認定した30の非違行為のうち28を認定し、(日常的なハラスメント行為18、被告北大の対外的な信用失墜行為2、研究者としての問題行為3、その他総長としての資質を疑わせる行為5)、同月30日付けで原告の総長解任決定を通知した(甲28)。そして、原告は、同月29日に「国立大学法人法第17条第2項に基づく処分」と題する文書(甲28)を受領した。

第2 取り消すべき処分

文部科学大臣による、2020(令和2)年6月26日付け「国立大学法人法第17条第2項に基づく処分」による同月30日付け原告を国立大学法人北海道大学の学長から解任する旨の解任処分。

第3 出訴期間

本件処分は、2020（令和2）年6月30日付けで学長を解任するものである。原告は解任の通知を同月29日に受領しており、本訴訟の提起は処分を知った日から6か月以内に、かつ、処分の日から1年以内に提訴したものである。

第4 総長選考会議の解任申出の裁量権の逸脱・濫用と解任処分の違法性（総論）

1 文部科学大臣は総長選考会議の解任申出に拘束されること

国立大学法人法17条4項は「前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする」と定め、文部科学大臣は自らの裁量により解任を行うのではなく、学長選考会議の申出に基づくこととしている。この規定は大学の自治を保障した憲法23条に由来する規定であり、学長の解任においても大学の自主的な判断に基づき学長人事が行われることを保障する点にその趣旨がある。

かかる趣旨から国立大学法人の学長の解任については、文部科学大臣は、大学の申出に法的に拘束され、申出に明白な手続違反や客観的事実に反する場合に限って、解任を拒否することができると解すべきである。

この点、平成15年5月29日参議院文教科学委員会において、河村建夫文部科学副大臣は「国立大学の学長については、大学の自主性、それから自律性尊重という立場で、学長選考会議の選考結果を大学が申し出て、それに基づいて行う、こうなっております、したがいまして文部科学大臣は、大学の申出に法的に拘束をされて、例えば所定の手続を経ていないとかの申出があった場合に、あるいは学長に誠にふさわしくない著しい非行がある、申出に明白な形式的な違反性がある、そういう違法性があるというような場合、明らかに不適切と客観的に認められる場合、これを除いては拒否することができないと、こ

うなっておるわけでございます」(甲31)として、文部科学大臣は学長選考会議の解任の申出には法的に拘束されると答弁している。

このように文部科学大臣は学長選考会議の解任の申出に法的に拘束されるところから、学長選考会議の解任の申出に違法性がある場合は、文科大臣の解任処分についても違法性が承継されることになる。

したがって、被告北大の総長選考会議の申出に違法性がある場合、文科大臣による解任処分も違法・無効となる。

2 総長選考会議の解任申出の適法要件

学長選考会議の解任の申出が適法であるというためには、①その手続きに瑕疵がないこと、②「その他役員たるに適しないと認めるとき」(同条2項柱書)にあたること、である。

そして、①における学長選考会議の申出とは、適法になされたものである必要があることは当然であり、学長選考会議の申出に違法があれば、解任処分もその違法を承継し、無効となる。

3 各要件充足性の判断要素

上記各要件を認定するためには、これらを基礎づける事実が必要不可欠である。また、解任処分は、学長としての地位を一方的に剥奪するものであり、被処分者にとって不利益性の大きい処分である。したがって、各要件充足性の判断の際は、次の点を考慮する必要がある。

(1) 手続的瑕疵

学長選考会議による解任の申出は、適正な手続を経てなされたものでなければならず、手続的瑕疵がある場合は解任の申出及び解任処分はもの違法となる。

(2) 事実誤認等

解任の申出の基礎となった事実に誤認がある場合や、当該事実に対する評

価を誤っている場合には、そもそも上記各要件を基礎づける事実が認められず、解任の申出及び解任処分は違法となる。

(3) 目的違反・動機違反

解任の申出が不当な目的・動機に基づいてなされた場合には、信義誠実の原則や権限濫用との評価を免れられず、解任の申出及び解任処分は違法となる。

(4) 判断過程審査

解任の申出を行うに当たり、考慮すべき事由を考慮せず、または考慮すべきでない事由を考慮した場合、重視すべき事由を重視しなかったり、重視すべきでない事由を重視した場合には裁量権の逸脱濫用といえ、解任の申出及び解任処分は違法となる。

(5) 比例原則違反

比例原則に違反して解任の申出が行われた場合、裁量権の逸脱濫用となり、解任の申出及び解任処分は違法となる。

4 解任処分の違法性

以下では、上述の各判断要素を踏まえて、①被告北大の総長選考会議による解任の申出（国立大学法人法17条4項）には手続に瑕疵があり違法であること（第5）、②総長選考会議は、「その他役員たるに適しないと認めるとき」（同条2項柱書）に該当しないにもかかわらず解任の申出を行ったこと（第6）、総長選考会議の解任申出の判断過程審査に裁量権の逸脱濫用があること（第7）、総長選考会議の解任の申出に比例原則違反による裁量権の逸脱濫用があること（第8）について、それぞれ詳述する。

第5 総長選考会議の申出には手続に瑕疵があり違法であること（要件①）

1 総論

前述のとおり、総長選考会議の申出に瑕疵があり違法である場合は、文部科学大臣の解任処分についてもその手続違反の違法性が承継されることになる。そして、以下述べるとおり、本件における学長選考会議の申出は、以下のとおり、手続的瑕疵が存在し、違法なものであり、解任処分も違法である。

2 総長選考会議における意見陳述の機会の不存在

(1) 「意見陳述の機会」の意義

ア 総長選考会議規程18条2項によれば、総長解任申出の審議を行うに当たり、総長から意見陳述の申出があった場合には、意見陳述の機会を与えるなければならない。総長解任という判断は、総長に対し著しく不利益となるものである。

したがって、適正手続の保護が強く要求されるのであり、同規程18条2項の意見陳述の機会を与えたといえるためには、形式的に意見陳述の機会を与えるのではなく、どのような事情が解任事由として懸念されているのかを事前に説明することや意見陳述のための十分な準備期間を設けるなど実質的な反論や立証を行う機会の付与が必要と解される。

イ 自動車運送事業免許の取消しに関する事案ではあるが、大阪地判昭和55年3月19日判時769号24頁において、聴聞をする場合には、聴聞前に被処分予定者に対し、具体的違反事実を告知しなければならないとする。

「聴聞」とここでいう「意見陳述」は、不利益な判断に対する対象者に対する事前の手続保護を図るという点で趣旨を同じくするものである。したがって、当該判旨は意見陳述についても妥当すると考えられる。

また、上記裁判例は上記判旨の根拠の要素として、利害関係人が十分意見を述べ、証拠を提出するためには、「何について」意見を述べ、証拠を提出すべきかが、利害関係人に明らかでなければならないことは、理の当然

であるところ、免許取消等の要件を定める規定は抽象的であって、これだけでは具体的な事案を知ることは不可能であること、仮に聴聞前に告知をする必要がないとすると、被処分予定者としては、公示された法条を手掛かりにいかなる意味の違反もないことを主張立証しなければならないが、そのような主張立証は極めて困難であるばかりか、主張立証事項が広範にわたり聴聞が長期化する、かつ主張立証が十分に行えなくなることが挙げられている。そして、これらの事情は、本件においても同様にいえるものである。

したがって、「意見陳述の機会」を与えたといえるためには、特に、審議に至る事情の事前告知が不可欠であると解される。

(2) 意見陳述の申出があったこと

本件において、原告は、2018（平成30）年11月5日及び2018（平成30）年11月9日意見陳述の申出を行っている（甲29、30）。

(3) 「意見陳述の機会」の不存在

ところが、会議は、原告の非違行為について調査を行うとしながら（甲2）、どのような事情から解任申出の審議を行うに至ったのか何ら説明をしていない。この様な事情の下では、原告が、どのような事情について反論や立証を行えばよいのか判断することができず、意見陳述のための十分な準備を尽くすことができない。

イ 調査報告書添付書類の謄写等拒否

さらに、会議は、調査委員会がまとめた調査報告書添付書類について、その大半の謄写を認めようとしなかった（甲8）。意見陳述のための十分な準備を尽くすためには、調査委員会がどのような根拠に基づき調査報告書をまとめたのか調査を尽くす必要がある。したがって、調査報告書添付書

類の検分が不可欠であるところ、本件における調査報告書添付書類は、膨大な量に及ぶものである。すなわち、添付書類の謄写が許されなければ、添付書類の検分は不可能といえる。

また、添付書類の中には、事情聴取の音声データも存在するところ、音声データの録音等は認められておらず（甲8）、当該データの検証が不可能な状態であった。

ウ 小括

以上より、本件において実質的な反論及び立証を行う機会の付与は認められず、意見陳述の機会が与えられたと認めることはできない。すなわち、本件は規程18条2項に反している。

(4) 規程18条2項違反が重大な手続違反といえること

当該違反は、手続上最も重要な事項の一つである意見陳述の機会を与えたかったというものである。さらに、意見陳述は、総長解任申出事由該当性の判断の基礎となるものという点で、会議の判断に対し大きな影響を与えるものである。

したがって、当該違反は重大な手続違反であり、総長解任の申出は違法である。

3 調査委員会に置ける調査手続の瑕疵

(1) 総長選考会議と調査委員会の関係について

総長選考会議は、総長解任申出の審議を行うに当たり、調査委員会を設置し、調査を行うことができる（規程18条の2第1項）。

すなわち、調査委員会は、総長選考会議が審議を行うにあたり、総長選考会議の手足として調査を行う機関である。そして、総長選考会議は、当該調査をもとに判断を下しており、調査委員会の調査は、会議の判断の根幹を支える重要なものである。

したがって、後述のとおり、当該調査に重大な違法がある以上、会議の総長解任申出決議も違法なものとなると解される。

(2) 調査の公平性

調査委員会は、会議が、総長の解任申出事由の有無を判断するための下部組織との評価ができる（規程18条の2第1項）。

もっとも、調査委員会の委員について、会議の構成員を置くことができないこと（同条4項）、学外の有識者を委員とする必要があること（同条2項）から、調査委員会による調査には、中立的な立場からの調査が要求されないと解される。

すなわち、調査委員会の調査については、調査対象者に手続保障が十分に与えられることや認定の公平性が求められていると解され、これに反する場合には、法の一般原則である信義則に反し、違法と評価できる。

(3) 手続保障がないこと

ア 事情聴取の不存在

事情について最も把握しているのは当事者である。したがって、総長の解任事由の有無の調査において、当事者からの聴き取りが不可欠であることは当然である。そして、公平性を担保するためには、一方当事者からのみならず他方当事者からの聴き取りが不可欠となる。

ところが、本件において、他方当事者にあたる原告に対する事情聴取は一切なされていない。

イ 調査対象事実の不告知

さらに、総長である当該調査に対して最も利害関係のある原告に対する調査対象事実の告知も一切なされていない。

(4) 認定方法の公正性がないこと

本件調査において、パワーハラスメントの被害者とされる者らが秘密裏に

録音した音声データを有力な証拠として、原告の非違行為等を認定している。

そして、当該認定の際に重視されているのが、「突然激高して」、「怒鳴り出し」、「怒鳴りつけ」、「激しく叱責した」、「声を荒げ」、「手で机を叩く」、「罵倒して」、「突然声を荒げて」、「怒鳴り散らした」など、調査委員らの主觀的評価を含む原告の言動の様子であった。

さらに、これらの録音について作成された反訳書では、「恐怖のあまり緊張して口ごもる」、「無言。意味不明の説教に呆れている」、「しばしば沈黙。イジメに近い」、「総長の勘違い」、「一同啞然、しばしば沈黙」、「笑うしかない」、「何を言っても無理なので笑うしかない心境」、「恐怖で声も出ない」、「うなだれる」等録音データにはない事情が付加されていた。

それにとどまらず、原告の言動につき、「うすら笑い」、「不敵な笑み」、「突然激高」、「思い切り机をたたく」、「目が据わり、恐ろしい」、「完全に目が据わっている」、「目が据わり恐ろしい表情で、声を荒げる」、████████室長の顔色が悪いのを察してか、ここから話のトーンが下がる」など、反訳担当者の評価が加わったコメントが挿入されているほか、原告の発言に対し、感嘆符（！）が多用されるなどしている。

したがって、予断が多分に入るおそれが高く事実認定がゆがめられる危険が高いものが、本件調査において重視されているといえる。

(5) 小括

以上より、本件における調査委員会の調査には調査対象者である原告に手続保障が与えられず、認定方法の公平性が欠けており、信義誠実原則に反している。

4 小括

以上より、「学長選考会議の申出」（国立大学法人法17条4項）には手続に瑕疵があり、本件解任処分にその違法が承継され、取消事由が存在する。

なお、被告北大が原告の解任申出の手続きの違法性を立証するために、被告北大が保管する本件調査に係る聴き取りの反訳文を提出されたい。

第6 「その他役員たるに適しないと認めるとき」に該当しないこと（要件②）

1 総論

(1) 解任事由

ア 本件における解任事由は、「その他役員たるに適しないと認めるとき」（国立大学法人法17条2項柱書）に当たる点にあるとされた。これについて、総長選考会議は以下の理由で総長解任が相当であると判断した。

イ 総長選考会議は30の事実（うち、文科大臣が認定したのは28の事実）をもとに、以下の理由を示している（甲21・6頁）。

記

総長選考会議は、事実確認の結果を踏まえ、名和総長が解任の申出事由に該当するか否かを、検討した。

この判断は、名和総長の総長選考時に示された「望まれる総長像～国立大学法人北海道大学の総長選考基準～（平成27年3月19日総長選考会議。以下「望まれる総長像」という。）」に基づいた。

「望まれる総長像」は、その第1に、「人格が高潔で学識が優れ、社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者であること」を掲げている。

さらに、国立大学法人北海道大学の総長には、基幹総合大学の長として、極めて高い倫理観と規範意識が求められる。

しかしながら、名和総長の役職員に対する態度は、別紙に記載されていおり、平成29年4月の総長就任直後から、威圧的にふるまう、過度に叱責する、合理的な理由もなく予定をキャンセルする、不必要的業務を

指示する、研究者倫理に反し著作権を侵害することを命じる、合理的な理由もなく前言を覆す、入札の公正さを害するような言動に及ぶといったものであったほか、本学の役職員倫理規程に違反する行為も認められた。

総長として実際に業務を行っていた期間を通じて、相当数の役職員が異なる機会に同種のことを経験しており、名和前総長のコミュニケーション能力の乏しさが認められる。

名和前総長と役職員との信頼関係は修復あるいは再構築することが不可能なほどに毀損され崩壊しており、大学の健全、適切、効果的そして円滑な業務運営に、重大な懸念がもたれる。

対外的にも、非礼かつ尊大な態度で接し、大学の信用を失墜させていた事実が認められる。

以上のことから、名和前総長は「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規程18条1項4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当すると判断する。

(2) 「その他役員たるに適しない」との要件について

国立大学法人法17条2項柱書の定める「その他役員たるに適しないと認めるとき」との要件は、他の解任事由である「心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき」(同条同項1号)、「職務上の義務違反があるとき」(同条同項2号)と並列に置かれたものである。すなわち、「その他役員たるに適しない」とは、同条の他の要件と同程度の事情に限定されると解される。

そして、「心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき」とは、長期にわたる病気等により現実に職務に従事することができないため業務の運営に重大な支障をきたす場合と考えられている(甲32)。

また、「職務上の義務違反があるとき」とは、国立大学法人の関係法令の規定やこれらに基づく命令等に違反した場合や国立大学法人の社会的信用を失墜させる行為等の非違があった場合と考えられている（甲32）。

したがって、「その他役員たるに適しない」といえるためには、当人が役員を継続することが大学の運営に重大な支障をきたすような不適格性が認められる必要があると解される。

以下、第2項から第5項において、①文部科学大臣が認定した事実、②総長選考会議が認定した事実の事実認定及び評価の誤りを指摘するとともに、総長選考会議がそのような事実誤認及び誤った評価に基づき、選考会議規程第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした評価、判断のもと解任の申出をしたことの違法性を述べる。

なお、総長選考会議が認定したものの、文科大臣が認定しなかった2つの事実は、事実認定の誤りが明白であるため、ここでは触れない。

そして、第6項において、これらの事実を総合したとしても「役員たるに適しないと認めるとき」に当たらないことを述べる。

2 原告による日常的なハラスメント

(1) 2017（平成29）年5月2日 [] 財務部長（当時）に対するハラスマントとされている点について

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成29年5月2日夕方、[] 財務部長（当時）らが原告に北海道日本ハムファイターズと被告北大との間における新球場に関する協議内容について報告するため総長室に入った際に、[] 財務部長に対して、「財務部長が今やらなければならない業務を放棄している」[]

■さん（元文部科学省顧問）に言うぞ」といった、威圧的な言動を行った。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成29年5月2日夕方、■財務部長（当時）が原告に、北海道日本ハムファイターズと被告北大との間における北海道日本ハムファイターズの新球場に関する協議内容について報告するため、総長室に入った際に、原告は■財務部長に「財務部長が今やらなければならない業務を放棄している。今後、日ハムの新球場に関する議論には一切関わらないこと」『■（注：文科省顧問）さんに言うぞ』といった、威圧的な言動をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

(ア) 事実経過

原告は、被告北大総長就任時、削減される人件費により、研究環境が悪化していることに対策を講じようと考えており、その考えを■財務部長に訴えていた。

しかし、■財務部長は、この問題に取り組もうとせず、大学構内に日ハムの新球場を建設するかとの問題に関心を有していた。2017（平成29）年5月2日、原告は■財務部長と話をする機会に、被告北大にとって今一番重要なこと、そして■財務部長に優先課題として取り組んでいただきたいことは、大学構内に日ハムの新球場を建設するかどうかということよりも、人件費削減に関わる問題であって、この問題は、教育・研究機関としての大学の存亡にすら関わる重要かつ中核的な課題であることを話した。

このとき、原告が■文科省顧問の名前を出したのは事実であるが、それは原告が総長就任後に■氏から「大学が潰れるような人件費の削

減はしないように。」と強く要請されたことがあり、[REDACTED]氏に厳しく叱責されないように取り組むべきと話したにすぎない。

(イ) 原告が[REDACTED]財務部長に対して威圧的な言動をしたり、激昂したなどの事実はないこと

原告は、[REDACTED]財務部長との会話の際に、熱意をもって話をしたり、[REDACTED]氏に叱責されないように取り組むようにと話をしたにすぎないので、上記事実認定は誤りである。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

前述の通り、認定された事実及びその評価には誤りがあり、これをもつて、原告がハラスメントを行ったと評価することはできない。

そして、事実である部分については、[REDACTED]財務部長に対して北大の抱える重要課題に優先的に取り組むよう指示するものであって、業務上の必要性のある正当な言動であるし、理不尽な叱責ではない。

したがって、「その他役員たるに適しない」とは評価できない。

(2) 2017(平成29)年6月30日[REDACTED]研究推進部長(当時)に対する言動について

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成29年6月30日午後6時頃、総長室において、[REDACTED]研究推進部長(当時)から、内閣府の事業である「まち・ひと・しごと」の予算積算の件で現状積算額の報告を受けた際、[REDACTED]研究推進部長に対し、「激昂し」「お叱り、罵声」「足を踏み鳴らし」などと受け止められる態様で、「何を考えているのか」「メモをとるな」などと、威圧的な叱責を行った。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成29年6月30日午後6時頃、総長室において、[REDACTED]研究推進部長（当時）が原告に対して、内閣府の事業である「まち・ひと・しごと」の予算積算の件で、現状積算額の報告を行ったところ、原告は[REDACTED]研究推進部長に「激昂し」「お叱り、罵声」「足を踏みならし」などと受け止められる態様で、「何を考えているのか」「メモをとるな」などと、威圧的に叱責した。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

(7) 事実経過

2017（平成29）年6月30日午後6時頃、総長室において、[REDACTED]研究推進部長に対し、内閣府の事業である「まち・ひと・しごと」の予算積算の件で質問をしたが、次の予定の時間が迫る中、[REDACTED]研究推進部長に何を質問しても、かみ合った回答がないため、困惑し、質問を繰り返すうちに声が大きくなつたのであるが、恫喝するような大声を上げた事実はない。

(1) 原告が[REDACTED]研究推進部長に対して威圧的な叱責に及んだ事実はないこと

原告は、[REDACTED]研究推進部長との会話の際に、同人に回答するよう指示をしたにすぎないので、上記事実認定は誤りである。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

前述の通り、認定された事実及びその評価には誤りがあり、これをもつて、原告がハラスメントを行ったと評価することはできない。

そして、事実である部分については、[REDACTED]研究推進部長が適切な回答をしなかつたことに対して、注意指導したに過ぎないのであって、業務上の必要性のある正当な言動であるし、理不尽な叱責ではない。

したがって、「その他役員たるに適しない」とは評価できない。

(3) 2017（平成29）年9月1日 []理事に対する言動について

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成29年9月1日午後2時頃、総長室において、北海道大学の構内が北海道日本ハムファイターズの球場移転先の候補の1つとされていたことから、[]理事が原告に、大学側において検討チームを設置することを進言したところ、[]理事に対して、「何を考えているんだ」「こんなもん、来るわけないだろう」などと不必要に怒鳴るなど、威圧的な発言を行った。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成29年9月1日午後2時頃、総長室において、被告北大の構内が北海道日本ハムファイターズの球場移転先の候補の1つとされていたことから、[]理事が原告に、大学側において検討チームを設置することを進言したところ、「何を考えているんだ」「こんなもん、来るわけないだろう」などと不必要に怒鳴るなどの、一方的かつ強圧的な発言をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

(ア) 事実経過

2017（平成29）年9月1日に、[]理事が総長室を訪ね、日ハム球場の移転先として北海道大学の構内が候補の一つとされていることから、大学側においてその当否を検討するチームを作ることを原告に進言した。

[]理事の進言に対して、原告は、「検討チームを今作る必要ありません」と回答したのは事実である。

その際、原告は、[]理事から、その理由の説明を求められたが、政

治的な要因を含んだ非常にデリケートな事由であったため、「現時点ではシーケレットであり、話せない」と述べるに留めたにすぎない。

原告のこの回答に対して、█████理事が激昂し、手のひらで強くドンと1回机を叩きながら「何を考えているのですか!」と原告を怒鳴り、さらに、「今まで、私達にやる必要がない仕事をやらせていたのですか」と怒鳴り続けたものである。

(1) 原告は█████理事に対して不必要に怒鳴るなどの、一方的かつ強圧的な言動に及ぶなどした事実はない

前述の通り、認定された事実には誤りがあり、これをもって、原告がハラスメントを行ったと評価することはできない。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

したがって、「その他役員たるに適しない」とは評価できない。

(4) 2017(平成29)年9月8日 █████理事らに対して、前言を理不尽に翻す合理性を欠く発言を行った事実について

ア 認定された事実

(7) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成29年9月8日午後2時頃、文部科学省で実施された研究大学強化促進事業の中間評価ヒアリングに出席するために同省を訪れていた█████理事、█████研究推進部長(当時)、█████研究推進部研究支援課長ら計7名の役職員に対し、出張先のロシアから成田に到着後1人で同省を訪れるので迎えは不要であると事前に伝えていたにも拘わらず、迎えがないことに激昂し、同省の玄関前で原告を出迎えた█████研究支援課長を叱責するとともに、同省の控室においてこれら7名の役職員に対して、「なんで迎えに来ないので」「お前たちに一言言っておく」などと怒鳴るなど、前言を理不尽に翻す合理性を欠く発言を行つ

た。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成29年9月8日午後2時頃、文部科学省で実施された研究大学強化促進事業の中間評価ヒアリングに出席するために同省を訪れていた、

██████理事、██████研究推進部長（当時）、██████研究推進部研究支援課長ら計7名の役職員に対し、原告は出張先のロシアから成田に到着後1人で同省を訪れるので事前の迎えは不要であると事前に伝えていたにも拘わらず、迎えがないことに激昂し、同省の玄関前で原告を出迎えた██████研究支援課長を叱責するとともに、同省の控室においてこれら7名の役職員に対して、「なんで迎えに来ないのだ」「お前たちに一言言っておく」などと怒鳴り散らすなど、前言を理不尽に翻す合理性を欠く発言をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

(ア) 事実経過

2017（平成29）年9月8日午後2時頃、文部科学省で実施された研究大学強化促進事業の中間評価ヒアリングに参加する際、原告は、交通事情から、遅刻をしたため、他の出席者に合流した際に、「先ずは、皆さんに一言、遅刻いたしましたことお詫び申し上げます」と述べ、ヒアリングの準備を行ったものである。

その後のやり取りの中で、遅刻のため、十分な準備の時間がなかったことなどから、原告が早口での意見をのべたがその場で、原告が怒鳴ったりした事実はない。

(イ) 原告の言動は前言を理不尽に翻し、合理性を欠くものではない

前述のとおり、2017（平成29）年9月8日、原告は、待機していた理事や職員を叱責したり、怒鳴ったりした事実はない。

仮に、そのような事実があった場合、その直後のヒアリングにおいて、

█████理事と原告とが、互いに何のわだかまりもなく、上記のような役割分担に基づいて対応したとしたのはあまりに不自然である。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

前述の通り、認定された事実及びその評価には誤りがあり、これをもって、原告がハラスメントを行ったと評価することはできない。

(5) 2017（平成29）年10月26日、█████政策調整室室長代理（当時）
らに対する理不尽で合理性を欠く発言について

ア 認定された事実

(7) 文部科学省が認定した事実

原告は、平成29年10月26日午後、█████総務企画部次長（当時）と█████元財務部次長（当時）を随行し、文部科学省を訪問した際に、「事前にアポイントメントを入れると相手も構えてしまうのでアポイントメントは入れない」と述べていたにもかかわらず、█████政策調整室室長代理（当時）がアポイントメントを取っていなかったことに怒り、同省から電話で█████政策調整室専門員（当時）に対して、「申し訳ないじや済まないんだあー」「君を出せ」といった理不尽で合理性を欠く発言を行った。

(1) 総長選考会議が認定した事実

平成29年10月26日午後1時から午後4時頃に、原告が、█████

█████総務企画部次長（当時）と█████財務部次長（当時）を随行し、文部科学省を訪問した際に、アポイントメント（面談予約）を入れると相手も構えてしまうのでアポイントメントは入れないと事前に述べていたのにもかかわらず、█████政策調整室室長代理（当時）が面談の約束を取り付けていなかったことに怒り、同省から電話で政策調整室の職

員に対して「申し訳ないじや済まないんだあー！」**君を出せ**」と
いった、理不尽で合理性に欠く発言をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

(7) 事実経過

2017（平成29）年10月26日、原告が**政策調整室室長代理**（当時）に、文科省担当者に事前にアポイントメントを取ってほしいとの趣旨を伝えていたのに対し、同人が担当者とアポイントを取っていなかった。これに対し、原告は「何故、ヒアリングの予定や資料を送っているのに、アポイントがないのか？」と問い合わせたが、同人は「総長の指示です」と回答した。

そのため、原告は自らその場で**顧問**（前事務次官）と**大臣官房審議官**（当時）に連絡を取り面会を申し込み、関連課長との意見交換を図った。

(1) 認定された事実の誤り

事実は以上のとおりであり、「申し訳ないんじや済まないんだあー」「**君を出せ**」などと述べた事実はない。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

前述の通り、処分理由とされた事実には重大な誤認があり、威圧的な言動はなかった。

したがって、「その他役員たるに適しない」とは評価できない。

(6) 2017（平成29）年10月26日**理事**に対する不適切な叱責を行った点について

ア 認定された事実

(7) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成29年10月26日午後、フロンティア基金の寄附者へ

の感謝状を贈呈するため北海道大学東京オフィスを訪れた際に、[REDACTED]理事が同席しないことを知っていた、あるいは知っておくべきであったにもかかわらず、同理事が同席していないことに怒り、その場から同理事に電話をし「なぜ、君はいないんだ」などと述べて同席しなかったことに対し不適切な叱責を行った。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成29年10月26日午後4時から6時頃に、被告北大の東京オフィスで[REDACTED]氏にフロンティア基金の感謝状を贈呈するために、原告が同オフィスを訪れた際に、この場に[REDACTED]理事は同席しないことを知っておりあるいは知り得べきであったのにもかかわらず、同理事が同席していないことに怒り、その場から同理事に電話をし「なぜ君はいないんだ」などと述べて、同席しなかったことを不適切に叱責した。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

(ア) 原告は、2017(平成29)年10月26、フロンティア基金の寄附者への感謝状を贈呈するため被告北大東京オフィスを訪れた際に、[REDACTED]理事がその場に同席しなかったこと、そして、その場から[REDACTED]理事の携帯電話に架電し、「なぜ、[REDACTED]さんはここに居ないんですか。」と質問をした事実はある。それは、この感謝状の贈呈式は、急遽予定をいれられたものであり、本来ならば総長が不在のときには担当理事の[REDACTED]氏が贈呈すると考えたからである。

しかし、原告が[REDACTED]理事は同席しないことは知らなかった。原告はその場で[REDACTED]理事の携帯電話に架電したが「なぜ、君はいないんだ」述べて、同人を叱責した事実はない。

(イ) 原告が[REDACTED]理事に対する不適切な叱責を行ったとの事実はない

以上のとおり、原告が[REDACTED]理事に不適切な叱責を行った事実はなく、

上記事実認定は誤りである。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

前述の通り、認定された事実及びその評価には誤りがあり、これをもって、原告がハラスメントを行ったと評価することはできない。

(7) 2017（平成29）年12月14日 [研究推進部長]に対するハラスメントとされている点について

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、2017（平成29）年12月14日午前、総長室において、

[研究推進部長（当時）]から、[総長補佐（当時）]、[政策調整室長及び[政策調整室室長代理（当時）]の同席を得て、同日午後に開催の「地方大学・地域産業創生交付金に係る意見交換会」の事前レクチャーを受けた際に、[研究推進部長]に対して、「おまえ」「あんた」という品位と礼節を欠く呼称を用いたほか、「そのヒアリングとかレクは無いんだよ。」「冒頭呼ぶだけかっ。」「何をやるのか分からぬで呼ばれて行くのか。」「レクするのは誰だ。理事か。その仕事は。」「さんだろ。それだけ言いたかった。」「やっと分かった。」「何でもって来ないのさ。何でここにないのさ。何で政策調整室にないのさ。」などと発言し、他人が同席する場において粗暴な言葉により一方的で不適切な叱責を行った。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成29年12月14日午前9時50分頃、総長室において、[研究推進部長（当時）]が、[総長補佐（当時）]、[政策調整室長及び[政策調整室室長代理（当時）]の同席を得て、同日午後に開催の「地方大学・地域産業創生交付金に係る意見交換会」の事前レ

クチャーを行った際に、原告は[]研究推進部長に対して、「おまえ」「あんた」という品位と礼節を欠く呼称を用いたほか、意見交換会以外の事項について延々と述べたうえで、「そのヒアリングとかレクは、ないんだよ」「冒頭呼ぶだけかっ」「何をやるのか分からぬで呼ばれて行くのか」「レクするのは誰だ。理事か。その仕事は」「[]さんだろ。それだけ言いたかった」「やつと分かった」「何で持てこないのさ。何でここにないのさ。何で政策調整室にないのさ」などと発言し、他人が同席する場において粗暴な言辞で執拗かつ一方的に叱責するという不適切な行為をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

2017（平成29）年12月14日に、原告は[]研究推進部長から「地方大学・地域産業創生交付金に係る意見交換会」の事前レクチャーを受けた際、「そのヒアリングとかレクは、ないんだよ」「冒頭呼ぶだけかっ」「何をやるのか分からぬで呼ばれて行くのか」「レクするのは誰だ。理事か。その仕事は」「[]さんだろ。それだけ言いたかった」「やつと分かった」「何で持てこないのさ。何でここにないのさ。何で政策調整室にないのさ」などと発言したことは事実である。

しかし、原告の上記発言は[]部長が事前レクに会議資料を持参せず、また、原告の質問にも答えられなかつたため、[]部長を叱責した際の発言である。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

上記発言に至る経緯を踏まえれば、原告が上記発言をするのは上司として社会通念上相当なものであり、仮に、「お前」「あんた」という言葉を用いたことが、叱責の際の表現としていささか不適切であったとしても、粗暴な言葉により一方的で不適切な叱責という評価は明白に誤って

おり、原告が総長を継続することが被告北大の運営に重大な支障をきたすような不適格性が認められない。

以上より、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

(8) 2017（平成29）年12月14日 [] 財務部長らに対するハラスメントとされている点について

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

平成30年度から32年度までの3年間の北海道大学札幌キャンパスで使用する電気一式の入札手続きについて、P社が落札したところ、原告は、平成29年12月14日午後、総長室において、[] 財務部長（当時）から試算では3年間で約5億円の経費削減になる旨報告を受けた際に、同財務部長に対して、合理的な理由もないのに「入札を取り消せ」などと非難したほか、北海道電力について言及したうえ「入札はやり直しだ」といった特定の業者のために入札を改めて実施するよう要請したと受け取れる理不尽な発言を行った。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成30年度から平成32年度までの3年間の北海道大学札幌キャンパスで使用する電気一式の入札手続きの改札が行われ、P社（本社東京）が落札したところ、平成29年12月14日午後3時30分頃から、総長室において、[] 財務部長（当時）が、試算では3年間で約5億円の経費削減になる旨を原告に報告した際に、原告は同財務部長に対して、

合理的な理由もないのに「入札を取り消せ」などと非難したほか、北海道電力について言及したうえ「再度入札」といった特定の業者のために入札を改めて実施するように要請したと受け取れる理不尽な発言をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

原告が2017（平成29）年12月14日に[] 財務部長（当時）に「入札を取り消せ」などと発言したのは事実であるが、上記認定は原告の発言の一部を切り取ったものである。原告の発言に至る事情は次のとおりである。

2017（平成29）年12月は、新電力会社による電力供給が始まった時期であったが、発電能力がない新電力会社の電力供給体制には停電発生のリスクが伴うものであった。特に、被告北大の場合、研究機器やコンピュータ等を継続的に使用しており、急な停電がそれまでに積み重ねてきた研究を無に帰す事態を引き起こすリスクがあるため、原告は安定的な電力供給は極めて重要なことと考えていた。

2017（平成29）年12月14日に、[] 財務部長及び[] 事務局長が突然総長室を訪れ、原告に対し「電力の契約で、3年間で約5億円の経費削減になりました」と報告した。原告は以前に、[] 部長から財政再建のため、北海道電力と電力契約の見直しをすると報告を受けていたため、「北海道電力側は、どの程度電力価格を下げたのですか」と質問したところ、[] 部長は「北電ではなく、新電力会社です。北電には、何度も事前に価格を下げる内々申したのですが、下げませんでした。」と回答された。原告は新電力会社に対する上記懸念から、新電力会社との契約と聞き、驚きを感じた。

被告北大の施設部での一般競争入札は、価格だけでなく企業の技術力や工事実績等を総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者とする総合評

価落札方式を採用しているため、原告は、今回の電力の契約に関する入札も、総合評価落札方式と考え、入札で提案された案について総合的な評価をする必要があると考えた。そこで、原告は■部長に、「では各社の提案を見直して、総合的に判断して、もし問題があれば再度入札ですね」と尋ねたところ、■部長から「政府調達の一般競争入札なので、その場で一斉に入札価格を開示して決定するため、既に決定しています。」と返答があった。

前述のとおり原告は新電力会社からの安定的な電力供給に不安があることから、■部長に対し、新電力会社の業績や経営基盤、倒産した場合のリスク管理等を尋ねたところ、■部長が「国際入札で、最低価格で決定しましたのに、何が文句あるのですか」と怒りはじめた。これを受け、原告は、「何で総長に入札方式を教えていないのだ」と叱責したが、上記発言はその後の■部長に対する発言のみを切り取ったものである。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

原告の上記発言は、新電力会社の安定的な電力供給等への不安から発せられたものであり、発言内容に合理性があり、理不尽な言動という評価は明白に誤っており、原告が総長を継続することが被告北大の運営に重大な支障をきたすような不適格性は認められない。

以上より、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

(9) 2018（平成30）年1月24日 ■政策調整室室長代理に対するハラスメントとされている点について

ア 認定された事実

(7) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成30年1月24日夕刻、国際ニュースサイト「worldfolio」が原告に依頼したインタビューに英語で答える原案を作成するため、総務企画部広報課の職員に対し、同月25日午前に■■■准教授と打合せの予定を入れるように指示したが、その予定が入っていないかったことに関し、同月25日午前、政策調整室内で■■■政策調整室室長代理（当時）に「朝に呼べって言ったじゃない」「何を聞いているのさ」「余計なものを作ったってしようがないだろ」「2度目だ」「もう3回目はないぞ。本当に」といった一方的で粗暴な口調の懇切さと配慮を欠く発言を行った。

(1) 総長選考会議が認定した事実

国際ニュースサイト「Worldfolio」が原告に依頼したインタビューに英語で答える回答原案を作成するため、平成30年1月24日夕刻に、原告は総務企画部広報課の職員に同年1月25日午前に■■■准教授と打合せの予定を入れるように指示したが、その予定が入っていないかったことに関し、同日午前11時ころに政策調整室内で■■■政策調整室室長代理（当時）に、「朝に呼べって言ったじゃない」「何を聞いているのさ」「余計なものを作ったってしようがないだろ」「2度目だ」「もう3回目はないぞ。本当に」といった、一方的かつ粗暴な口調の、懇切さと配慮を欠く発言をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

上記発言は事実であるが、■■■政策調整室室長代理が指示された■■■准教授との打合せの調整を行っていなかったのであるから、原告が■■■政策調整室室長代理を叱責したものに過ぎず、一方的で粗暴な口調

の懇切さと配慮を欠く発言ではない。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

██████政策調整室室長代理が原告からの指示にも関わらず、██████准教授との打合せの調整を行っていなかったのであるから、原告が██████政策調整室室長代理を叱責することはもともとであり、原告の発言は社会通念に照らして相当である。一方的で粗暴な口調の懇切さと配慮を欠くという評価は明白に誤っており、原告が総長を継続することが被告北大の運営に重大な支障をきたすような不適格性は認められない。

以上より、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

(10) 2018（平成30）年1月25日 █████政策調整室長に対するハラスメントとされた点について

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成30年1月25日午前11時30分頃、政策調整室内で、██████政策調整室室長代理（当時）に、はじめから午後の会議で使う予定がないにもかかわらず、午後の会議に使用すると称し、事前の予告なしに、45分間の休憩を含めてわずか2時間半の間に、雑誌に連載されたオランダの農業事情に関する論考4回分程（4段組み紙面で合計9頁程）をA4用紙の1、2枚に要点整理するように指示をするという、理不尽かつ配慮を欠く業務を命じた。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成30年1月25日午前11時30分頃、原告は政策調整室内で、

██████████政策調整室室長代理（当時）に、制裁あるいは嫌がらせを目的として、はじめから午後の会議で使う予定がないにも拘わらず、午後の会議に使用すると称して、事前の予告なしに、45分間の休憩時間と合わせてわずか2時間半の間に、雑誌に連載されたオランダの農業事情に関する論考4回分程（4段組み紙面で合計9頁程）をA4用紙の1、2枚に要点整理するように指示するという、理不尽かつ不条理で配慮を欠く業務を命じた。

イ 事実経過及び発言に至る事情

2018（平成30）年1月25日に地域版SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）に関する会議が予定されており、原告は前述の██████████准教授を含めたと打合せが終わり次第、会議の資料を整えるつもりであったが、██████████准教授の到着が遅れたことなどの事情から、会議前に資料を作成することができなかった。そこで、██████████政策室長代理に、雑誌に連載されたオランダの農業事情に関する論考4回分程の要点をまとめよう指示した。

なお、██████████政策室長が原告に提出したメモは原告の指示と異なり、文献のレジュメであったために、結果的に会議で使用しなかったが、最初から使うつもりのない資料を作成させた事実はない。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

急に資料を作成する必要が生じ、作業を依頼するということは、大学に限らず、一般企業でも至極当然に行われていることである。事前の予告なしに、45分間の休憩を含めてわずか2時間半の間に、雑誌に連載されたオランダの農業事情に関する論考4回分程（4段組み紙面で合計9頁程）をA4用紙の1～2枚に要点整理するように指示したことは、部下への指

示としては社会通念上相当なものであり、理不尽かつ配慮を欠く業務を命じたという評価は明白に誤っており、原告が総長を継続することが被告北大の運営に重大な支障をきたすような不適格性は認められない。

以上より、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

(1) 2018（平成30）年1月25日 [] 財務部長に対するハラスメントとされた点について

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成30年1月25日午後、総長室において、教職員十数名で、内閣府が公募する地域版SIPに関する構想の打ち合わせを行った際に、[] 財務部長（当時）がその席上、内閣府とのパイプが弱い旨の発言をしたところ、「下っ端役人に言われても知らんわ」[] 社長というのは[] 総裁のブレーンだから。その辺を使えっていうならいくらでも使うんだけど、何にも知らないそんなのに言われたくないよ」「忖度言ったってしょうがないんだ。そんなんだったら[] に言うぞ。[] さんを使おうか。」「怒らせるな。」などと威圧的で品位と礼節を欠く極めて不適切な発言を行った。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成30年1月25日午後2時頃、総長室において、原告は、教員、URA、財務部及び政策調整室の職員十数名で、内閣府が公募する地域版SIPに関する構想の打合せを行った際に、[] 財務部長（当時）

が、「北大の場合は、内閣府とのパイプがないので、不利ですね」といった発言をしたところ、同財務部長に対して、「下っ端役人に言われても知らんわ」「[]社長というのは[]総裁のブレーンだから。その辺を使えっていうならいくらでも使うんだけれど、何にも知らないそんなのに言われたくないよ」「付度言ったってしょうがないんだ。そんなんだつたら[]に言うぞ！[]さんを使おうか？」「怒らせるな！」などの、威圧的で品位と礼節を著しく欠く、総長として極めて不適切な発言をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

上記発言は、地域版SIPに関する会議におけるものであるが、そのうち「下っ端役人に言われても知らんわ」「[]社長というのは[]総裁のブレーンだから。その辺を使えっていうならいくらでも使うんだけれど、何にも知らないそんなのに言われたくないよ」という発言は[]部長に向けられた発言ではない。当日の原告と[]財務部長の会話は次のとおりである。

[]：それから北大の場合は、内閣府とのパイプがないので、不利ですねと。

原告：あ？

[]：不利ですねと言ってました。[]参事官が言うにはですよ。で、他大学は

[]議員とのパイプがあつたり、出向者が結構いるので、まあ、その辺、早い時期から対応が出来ていましたということを言ってました。

原告：下っ端役人に言われても知らんわ。

[]：まあ、そう言った話が…

原告：だから、前、そこの内閣府に行った[]さんが出ているから。今回、経営協議会に入れている、あの人はそこの内閣府に行った人だから、×××

(聞取不可) 出来ないわけじや無いので。さっきも[]

の████社長と喋ったけど、████社長というのは████総裁のブレーンだから。

その辺を使えっていうならいくらでも使うんだけれど、何にも知らないそ
んなのに言われたくないよ。

████：多分、中の出向者の事を言っているんですかね。

原告：出向者だね。

████：出向者が結構、各大学から行っているので…

ま、要は人を出してくれたら嬉しいというような感じでしょうかね。

総長：まあ、そんな見え透いたね事を言ったって、忖度言ったってしょうがない
んだ。そんなんだったら████に言うぞ。████さんを使おうか。

████：総長、そんな…

総長：怒らせるな。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

原告の「下っ端役人に言われても知らんわ。」という発言は、████財務部
長が████参事官が言っていたという発言を受けて発せられたものであり、
「下っ端役人」とは████参事官のことを指しているのは明らかである。ま
た、その後の原告の発言にある「何にも知らないそんの」も████参事官
のことを指していることは文脈上明らかである。これらの発言は████財務
部長に向けられたものではなく、威圧的で品位と礼節を欠くという評価は
明白に誤っている。

また、「忖度言ったってしようがないんだ。そんなんだったら████に言う
ぞ。████さんを使おうか。」「怒らせるな。」という発言は何ら威圧的で品位
と礼節を欠く極めて不適切な発言ではなく、このような評価は明白に誤っ
ている。仮に、「忖度言ったってしようがないんだ。そんなんだったら████
に言うぞ。████さんを使おうか。」「怒らせるな。」という発言の表現がやや
不適切であったとしても、原告が総長を継続することが被告北大の運営に

重大な支障をきたすような不適格性は認められない。

以上より、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

(12) 2018(平成30)年3月15日 [] 特任教授に対するハラスメントとされている点について

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成30年3月15日、[] 産学・地域協働推進機構特任教授を総長室に呼び、[] 政策調整室長と[] 政策調整室室長代理（当時）の同席のもと、[] 特任教授に、「俺のところに来ているのだって全部だめだぞ」「外国特許を取るときに日本触媒を見捨てたからね、あんたの所は。」「何をやっているんだよ。」「なんか言ったら『onちゃん』（北海道テレビのマスコットキャラクター）だとかそっちはばかりやったってしょうがないんだって。」「『onちゃん』のだって動き悪いし。全部フォローが悪いんだよ。」「1年間見て最後に怒られているよ。」などと述べて、他人の面前で、時には机を叩くなどして、相当性を欠く態様で叱責を行った。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成30年3月15日午前10時20分頃、原告は、[] 産学・地域協働推進機構特任教授（以下「[] 特任教授」という。）を総長室に呼び、[] 政策調整室長と[] 政策調整室室長代理（当時）の同席のもと、[] 特任教授に、「俺のところに来ているのだって全部駄目だ

ぞ」「外国特許を取るときに [REDACTED]を見捨てたからね、あんたの所は」「何をやっているだよ」「なんか言ったら『onちゃん』(注:HTB放送のマスコットキャラクター)だとそっちはっきりやつたってしょうがないんだって」「『onちゃん』のだって動き悪いし全部フォローが悪いんだよ。1年間見て最後に怒られているよ」などと述べて、他人の面前で、時には机を叩くなどして、相当性を欠く態様で叱責した。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

上記発言の背景は次のとおりである。2017（平成29）年当時、財務省から被告北大を含む旧帝国大学に対し、民間等からの外部資金を調達するよう要請があり、被告北大では、将来の外部資金の獲得の予測と、2017（平成29）年度の产学連携による外部資金の調達実績を明確にすることが検討されていた。2018（平成30）年3月15日に、产学・地域協働推進機構の[REDACTED]特任教授から外部資金獲得の結果が報告がなされたが、2017（平成29）年度の決算では外部資金の獲得額は増大しておらず、むしろ低下気味であった。これに対して、原告は产学・地域協働推進機構を叱責して、「俺のところに来ているのって全部だめだぞ」「外国特許を取るときに [REDACTED]を見捨てたからね、あんたの所は。」「何をやっているんだよ。」といった発言をしたのである。

また、北海道テレビ放送株式会社（HTB）のマスコットキャラクターである「onちゃん」についての発言は、被告北大の产学・地域協働推進機構には「onちゃん北大事務局」が設置されており、2017（平成29）年3月29日に締結した被告北大とHTB間の連携協定に基づき、「onちゃん」と被告北大のイベント等を企画、運営し、北海道と被告北大の情報発信を行うことになっていた。「onちゃん」に関する発言は、「onちゃん」による情報発信をするにしても不十分であることを指摘したものである。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

原告の上記発言は、大学の外部資金の獲得が急務であるなか、部下が不十分な報告をした点を叱責したものにすぎず、その発言は社会通念上相当なものである。相当性を欠く態様で叱責を行ったという評価は明白に誤つており、原告が総長を継続することが被告北大の運営に重大な支障をきたすような不適格性は認められないことは明白である。

以上より、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

(13) 2018(平成30)年5月16日 [] 研究推進部長に対するもの

ア 認定された事実

(7) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成30年5月16日夕刻、打合せが終了した後に、その場に出席していた[]理事と[]研究推進部長を総長室に呼び入れ、[]政策調整室室長代理（当時）と[]政策調整室係員（当時）を同席させたうえで、「卓越大学院プログラム」の申請準備に関して、これに関与していなかった[]理事と[]研究推進部長に「何やっているのさ」などと威圧的に述べて、理不尽な叱責を行った。

(1) 総長選考会議が認定した事実

平成30年5月16日午後6時から7時頃、原告は、役員会室における打合せが終了した後に、その場に出席していた[]理事と[]研究推進部長を総長室に呼び入れ、[]政策調整室室長

代理（当時）と [REDACTED] 政策調整室係員（当時）を同席させたうえで、「卓越大学院プログラム」の申請準備に関して、これに関与していなかった [REDACTED] 理事と [REDACTED] 研究推進部長に、「何やっているのさ」などと威圧的に述べて、理不尽に叱責した。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

原告は、2018（平成30）年5月16日に会議終了後の [REDACTED] 部長を呼び止め、立ち話で「獣医学研究院はリーディング大学院の後継と勘違いしているような説明であり、[REDACTED] さんから今までの事情をよく説明して欲しい」と告げた。その時に、[REDACTED] 部長からは、「私は、今卓越大学院プログラムの申請の担当ではなく、担当者は [REDACTED] 理事と [REDACTED] 総務企画部企画課長で、私からは申し上げられません」との回答があったことから、原告は [REDACTED] 部長に「引き継ぎをちゃんとしないとだめです」と述べたことは事実である。しかし、「何やっているのさ」などと発言をしておらず、威圧的な言動も理不尽な叱責もしていない。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

前述の通り、処分理由とされた事実には重大な誤認があり、威圧的な言動はなかった。

そして、事実である部分については、前企画課長であった [REDACTED] 部長に対して、後任への引き継ぎをちゃんと行うように指示するものであつて、業務上の必要性のある正当な言動であるし、理不尽な叱責ではない。

したがって、「その他役員たるに適しない」とは評価できない。

(14) 2018（平成30年）5月30日 [REDACTED] 政策調整室室長代理に対するもの

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、世界トップレベル研究拠点プログラムの2次審査申請の内容について、[REDACTED] WPI 対策室長（当時）に対して「よく書けている」「今年は大丈夫だな」のようなコメントをしていたところ、その締切である平成30年6月1日の直前の同年5月30日朝に、自宅から大学まで向かう総長車中において、[REDACTED] 政策調整室室長代理に「全然ブラッシュアップされていない。自分が言ったことも全然直っていない。どうやって直すかの方針もない」といった、前言を翻す理不尽な発言をしたうえ、大学に出勤し政策調整室に入室するとすぐに「今すぐ全員を呼べ」などといった威圧的な言動をし申請書の書き直しを命じるという、不合理で不適切な業務指示を行った。

(1) 総長選考会議が認定した事実

原告は、世界トップレベル研究拠点プログラムの2次審査申請の内容について、[REDACTED] WPI 対策室長（当時）に対して「よく書けている」「今年は大丈夫だな」のようなコメントをしていたところ、その締切である平成30年6月1日の直前の同年5月30日朝に、自宅から大学まで向かう総長車中において、[REDACTED] 政策調整室室長代理に、「全然ブラッシュアップされていない。自分が言ったことも全然直っていない。どうやって直すかの方針もない」といった、前言を翻す理不尽な発言をしたうえ、大学に出勤し政策調整室に入室するとすぐに「今すぐ全員呼べ」といった威圧的な言動をし申請書の書き直しを命じるという、不合理で不適切な業務指示を行った。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

2018（平成30）年5月30日朝に、自宅から大学まで向かう総長車中において、原告が[REDACTED] 政策調整室室長代理に「全然ブラッシュアップされていない。自分が言ったことも全然直ってない。どうやつ

て直すかの方針もない」などと述べたこと、大学に出勤し政策調整室に入室するとすぐに「今すぐ全員を呼べ」などと述べ、申請書の修正を命じたことは事実である。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

WPI（世界トップレベル研究拠点プログラム）を採択することは、非常に重要であり、北海道大学の教職員らの悲願であった。このため、原告としては、申請書を少しでもよりよいものに出来るように、提出締切ギリギリまで推敲を重ねたいと考えた。上記の発言は、以上のような経緯から行われたものである。

そして、原告が [] WPI 対策室長に対し、前日までに「よく書けている」、「今年は大丈夫だな」などと述べたのは、修正を繰り返した [] WPI 室長の士気を鼓舞するためであって、修正を要しないことを表明する文脈ではなかった。そのため、原告の 2018（平成30）年5月30日の総長車中での発言は前言を翻したものではない。

また、WPI の申請書の締切が 2018（平成30）年6月1日に迫っていたことから、申請書の修正を急いで行う必要があり、関係者を呼び集めたのもそのためであるから、合理性及び必要性のある業務指示であった。

以上のとおり、原告が上記発言をしたのは、申請書の内容を締切に間に合わせつつよりよいものにするためであり、不合理で不適切な業務指示であったとはいえない。

したがって、「その他役員たるに適しない」とは評価できない。

(15) 2018（平成30）年6月5日 [] 課長に対するもの

ア 認定された事実

(7) 文部科学大臣が認定した事実

平成30年4月16日の経営戦略室会議レク時に、「卓越大学院プログラム」申請に関して、申請書類を3週間前及び1週間前の2度にわたり総長に申請書類を提示するというスケジュールについて原告の許可を得て、そのスケジュールに沿って打合せを行い、原告からの意見を踏まえて申請書類を修正したにもかかわらず、原告は、平成30年6月5日に[REDACTED]総務企画部企画課長らが申請前の最終確認のため総長室を訪れたところ、[REDACTED]企画課長に対して、事前に総長が了承した予定とは異なる「10日位前には申請書類を見せてもらわないといけない」といった理不尽な言動に及んだ。

(1) 総長選考会議が認定した事実

平成30年4月16日に、工学部及び獣医学院の「卓越大学院プログラム」の申請に関し申請の3週間前と1週間前の2度にわたり総長に申請書類を提示するというスケジュールについて原告の許可を得たうえで、同年5月16日に工学院のプログラムに関する1回目の打合せを、5月17日に獣医学院のプログラムに関する1回目の打合せを、2回目の両プログラムの打合せを同年5月29日に夫々行い、原告からの意見を踏まえて申請書類を修正したのにもかかわらず、平成30年6月5日午後0時から1時20分頃、[REDACTED]総務企画部企画課長、[REDACTED]理事、[REDACTED]理事、[REDACTED]教授、[REDACTED]URA 及び[REDACTED]総務企画部企画課課長補佐が、申請前の最終確認のため総長室を訪れたところ、原告は[REDACTED]企画課長に、事前に総長が了承した予定とは異なる「10日位前には申請書類を見せてもらえないといけない」といった理不尽な発言をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

原告が、2018（平成30）年4月16日に[REDACTED]企画課長らに対し

て「企画課は何をやっているのか、ガバナンスがなっていない。スケジュールがなっていない。10日位前には申請書類を見せてもらわないといけない。」などと怒鳴りつけたという事実はない。

申請が締め切りギリギリとなったのは、細かな字句やデータの修正に時間を要したためであり、原告の言動を原因とするものではない。

なお、原告は同年8月に入って卓越大学院プログラムに関するヒアリングのためのパワーポイント案を検討していた際に、総長として説明を行う必要があるため、パワーポイントによる発表について「10日前には流れを知りたい」と発言したことはあるが、ここで摘示された事実とは時期も文脈も全く異なるものである。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

摘示されたような事実がない以上、「その他役員たるに適しない」とは評価できない。

(16) 2018(平成30)年6月6日 []係員に対するもの

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成30年6月6日夕刻、[]政策調整室係員（当時）に対し、「明日までに、『日本の科学研究の失速を食い止める会』（6月12日開催）での講演のパワーポイントを作成しておいて。明日みせて」とだけ命じて、それ以上の具体的な指示をすることもなく、同係員にパワーポイント原稿を作成させ、同月11日、総長室内で同係員に対し「[]さんに作ってもらったパワーポイントは、数えられるくらいしか使っていない。結局、自分でほとんど作ったよ」「こんな学生でも作れるようなパワーポイントじゃだめなんだ」などと、嫌がらせとも受け止められる理不尽かつ不条理な指示と発言をしたうえ、同年7月

5日、総長と若手事務職員による意見交換会において、他の職員の面前で「彼女にわざとやらせているのに、できるわけないだろうという仕事をドンと与えてやっているのに」という不適切な発言をした。

(1) 総長選考会議が認定した事実

平成30年6月6日夕刻、原告は、帰宅のために乗車した総長車の窓を開け、見送りの[REDACTED]政策調整室係員（当時）に対して、「明日までに、『日本の科学技術研究の失速を食い止める会』（6月12日開催）での講演のパワーポイントを作つておいて。明日見せて」とだけ命じて、それ以上の具体的な指示をすることもなく、同係員にパワーポイント原稿を作成させ、同月11日、総長室内で同係員に、「作つてもらったパワーポイントは数えられるくらいしか使っていない、結局自分で作っちゃったよ」「こんな学生でも作れるようなパワーポイントじゃだめなんだ」などといった、嫌がらせとも受け止められる、理不尽かつ不条理な指示と発言をしたうえ、同年7月5日午前10時5分から11時30分頃に、同係員も参加した、総長と若手事務職員による意見交換会において、他の若手職員の面前「彼女にわざとやらせているのに、出来るわけないだろうという仕事をどんどん与えてているのに」という不適切な発言をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

原告が[REDACTED]係員に対してパワーポイントの作成を依頼したことは事実である。6月5日に発表の依頼があった件であり、6月12日の発表までに自ら作成することが難しいと判断した原告は、[REDACTED]係員に資料を渡した上で、パワーポイントに貼り付けるよう指示したものである。

しかし、原告は[REDACTED]係員が自由に能力を發揮することを期待していたにもかかわらず、政策調整室の上司らが[REDACTED]係員にいろいろな意見を述

べたために [] 係員は混乱し、6月6日に提出された第一案は情報過多な資料となっていた。そこで原告は、その成果については [] 係員を称賛した上で、北海道大学の独自性を示したいという趣旨で「独自性をもっと出したいから修正する」と述べ、メモを渡して修正を指示したところ、6月8日に修正されたものが提出された。これを受け原告は、6月11日に総長室で、「皆さんのが色々手を出して [] さんに作ってもらったパワーポイントは、数えられるくらいしか使っていない。結局、自分で作ったパワーポイントを使うことになったよ」と述べたが、これは [] 係員のような若手職員に自由に仕事をさせるべきである（いろいろな意見を述べて混乱させるようなことをしないでほしい）という趣旨で述べたものである。

7月5日の意見交換会では、若手職員から「職場で自分たちに仕事を任せてくれない」という趣旨の発言があった。原告はこれを受けて、前述の経緯を踏まえて [] 係員に関して、「彼女に難しい仕事を与えても、周りが手取り足取り世話を焼き、こうしたらいいんじゃないかと言ってきて、若手が育たない。失敗したという経験をしないと伸びない。」と発言した。

以上のような原告の発言は、摘示された事実とは文脈や文言において異なっており、摘示された事実を前提とした処分には事実誤認がある。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

上記の正しい事実を前提としたとき、原告の言動はいずれも穏当なものであり、不適切とはいえない。

したがって、「その他役員たるに適しない」とは評価できない。

(17) 2018(平成30)年7月2日 [] 政策調整室長らに対するもの(その1)

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成30年7月2日午前、[REDACTED]政策調整室長と[REDACTED]政策調整室室長代理に対し、総長のスケジュール調整に関して「日程のスケジュールが全く駄目だよ。今日も[REDACTED]さんに言ったけど。任せているだけだからこんなになっているんだよ」「全然うまくいかないじゃないですか、これじゃ」「あんな、狭いもん説明してどうすんのさ」「だったら、意見交換なんてする必要ないしょ」などと怒声を混じえて威圧的に相当性を欠く発言をした。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成30年7月2日午前11時5分頃、原告は、[REDACTED]政策調整室長と[REDACTED]政策調整室室長代理を総長室に呼び入れた上で、総長のスケジュール調整に関して、「日程のスケジュールが全く駄目だよ。今日も[REDACTED]さんに言ったけど、任せているだけだからこんなになっているんだよ」「全然うまくいかないじゃないですか、これじゃ」「あんな、狭いもん説明してどうすんのさ」「何で部局長にそんなもの言うんだよ」「なんでそんなもん説明すんだよ」「だったら意見交換なんてする必要ないしょ」などと罵倒し怒鳴り散らし、相当性を欠く発言をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

掲示されている事実のうち、「日程のスケジュールが全く駄目だよ。今日も[REDACTED]さんに言ったけど。任せているだけだからこんなになっているんだよ」「せんせんうまくいかないじゃないですか、これじゃ」との7月2日の発言は事実である。これは同日の理事連絡会議の前に行われた[REDACTED]監査の報告が当初の予定よりも大幅に伸びたため、理事連絡会議の開催時間の変更を余儀なくされたことについて、[REDACTED]室長及び[REDACTED]室長代理に対し、相

手の報告の内容を事前によく確認し、予定時間を的確に定めるように注意したものである。それ以前から原告のスケジュールは秘書のみならず政策調整室も入って作成されていたが、過密な日程が常に予定されており、原告の負担が大きくなっていたことが背景にある。

「あんな、狭いもん説明してどうすんのさ」「だったら、意見交換なんてする必要ないしょ」との発言は、7月2日ではなく、7月5日のものであり、摘示された日時・文脈とは無関係である。なお、この発言は原告を中心となって作成したアクションプランに対して、会議で[■]事務局長らから猛反対された後に、[■]事務局長らの示す、文科省から指示されたという狭い範囲での計画案に対して、疑問を呈する文脈で述べたものである。発言の相手は[■]室長及び[■]室長代理であったが、この発言は同人らを叱責する文脈ではなく、むしろともにアクションプランを作成した[■]室長及び[■]室長代理と、狭い範囲での計画案への疑問やいらだちを共有したいとの思いから出たものであった。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

以上のとおり、原告の7月2日の言動はスケジュール調整に問題が生じたことから改善を求めるものであって、必要性のあるものであるし、相当性に欠けるともいえない。

また、7月5日の言動はそもそも問題とされた事実とは無関係である。したがって、「その他役員たるに適しない」とは評価できない。

(18) 2018(平成30)年7月2日 [■] 政策調整室長らに対するもの（その2）

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成30年7月2日午後、総長車に[■] 政策調整室長

と [REDACTED] 政策調整室室長代理を同乗させた上で、両名に対して、「私も総長として人事まで握っているから、『失礼』なことをしますよ。人事まで動かしますよ。悪いですけど、事務局長よりこっちなんですから、本来は」といった、人事を掌握している総長独自の判断で不利益な人事をするかのような、不適切で威圧的な言動に及んだ。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成30年7月2日午後2時46分から3時1分頃までの間、原告は、妻と主治医との面談のために病院に向かう総長車に、[REDACTED] 政策調整室長と [REDACTED] 政策調整室室長代理を同乗させた上で、同車内において両名に対して、「私も総長として人事まで握っているから、『失礼』なことをしますよ。人事まで動かしますよ。悪いですけど、事務局長よりこっちなんですから、本来は」といった、総長独自の判断で不利益な人事をするかのような、不適切で威圧的な発言をした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

原告は、7月3日の臨時部局長等意見交換会を前に、大学経営改革促進事業についての[REDACTED] 事務局長の進め方が総長である原告の意見を取り入れず、原告に報告も相談もないままに申請書が作られているという状況に危機感を覚えていた。こうした状況の中で、原告は話が[REDACTED] 事務局長の耳に入らないよう車中で[REDACTED] 室長及び[REDACTED] 室長代理にこのことについて相談した。原告が両名に対し、「まるで文部科学大臣に対するように、自分たちで作った案を提出し、その可否のみを期待しており、私が自分の考えを入れて一緒に案を作る場がない」と言ったところ、[REDACTED] 室長から「多分、(事務局長は) そのような事をすると『失礼』に当たると思ったのではないでしょか。」との応答があった。しかし、それまでの[REDACTED] 事務局長の進め方によって、原告は臨時部局長等意見交換会の大学のガバナンス改革に関する審

議で、総長であるにもかかわらず詳細を知らないで議長を務めざるをえず、質問に答えられないという状況にあったことから、「『失礼』に当たるのなら、今の方が『失礼』ですよ。」「何もわからないで議長をやって、何も分からぬのに喋れっていうんですか。」と述べた。

また、原告は政策調整室長として功績のあった[■]財務部次長を重用したいと考えていたが、事務方の人事権を握る[■]事務局長の意向によりそれが妨げられ続けていた。そのため、文科省の意向を受けた[■]事務局長の、人事権を通しての総長を無視した大学運営のコントロールに対する鬱憤が噴出し、「そうしたら、私も総長として人事まで握っているから、『失礼』なことをしますよ。人事まで動かしますよ。悪いんですけど、事務局長よりこっちなんですから、本来は。」と述べた。ここでいう「『失礼』なこと」とは、1年前に政策調整室から財務部次長に異動させた[■]次長を、また元の部署に戻すことを指している。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

このように、ここでの原告の発言は、原告が信頼する[■]室長及び[■]室長代理に、今後の大学改革について関事務局長に対する不満を交えて相談した中でのものであって、[■]室長及び[■]室長代理の非を責めたものでもなければ、[■]室長及び[■]室長代理の人事に言及したものもない。

したがって、原告の発言は[■]室長や[■]室長代理を威圧するものではなく、不適切で威圧的な言動とはいえないから、「その他役員たるに適しない」と評価することもできない。

3 原告による対外的な北海道大学の信用を失墜する具体的行為

(1) 空沼小屋再開記念式典に関する対外的非礼行為

(2) ア 認定された事実

(7) 文部科学大臣が認定した事実

北海道大学山岳部が管理していた山小屋「空沼小屋」の再開記念式典が、平成29年7月2日に現地で開催されることとなり、これに出席する予定の駐日スイス大使と原告との面談の日程を調整していた同年4月28日に、原告は同山岳部OBで当時学校法人北海道科学大学理事長（当時）である [REDACTED] 氏に対して、電話で「山岳部が総長のスケジュールを管理する、或いは行動を決定するとは何事だ。」という趣旨のことを、礼節を欠いた表現で伝えた。

また、原告は、平成29年7月2日に開催された再開記念式典に出席した駐日スイス大使との面談を、合理的な理由もなく一方的にキャンセルするという、要人に対して非礼な対応に及んだ。

(1) 総長選考会議が認定した事実

本学山岳部が管理していた山小屋「空沼小屋」の再開記念式典が、平成29年7月2日に現地で開催されることとなり、これに出席する予定の駐日スイス大使と原告との面談の日程を調整していた同年4月28日に、原告は同山岳部OBで学校法人北海道科学大学理事長（当時）である [REDACTED] 氏に対して、電話で、山岳部が総長のスケジュールを管理するのは問題があるという趣旨のことを、礼節を欠いた表現で伝え、本学の対外的信用を失墜させる行為をし、[REDACTED] 名誉教授から進言されて同年5月12日付でようやく [REDACTED] 氏に謝罪文書を送付し、その全部を [REDACTED] 総長補佐（当時）に代筆させるという、真摯に非礼を詫びたとは言えない対応をし、平成29年7月2日に開催された再開記念式典に出席した駐日スイス大使との面談を、合理的な理由もなく一方的にキャンセルするという、非礼な振る舞いをした。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

(7) 事実経過

原告が、■氏に対し、電話で、「山岳部が総長のスケジュールを管理する、或いは行動を決定するとは何事だ。」という趣旨のことを発言した事実はなく、礼節を欠いた表現で伝えた事実もない。また、■氏に対する謝罪文書の送付においても、非礼な対応はしていない。加えて、駐日イスラエル大使との面談を合理的な理由もなく一方的にキャンセルしたとの事実もない。

まず、原告は、秘書の■氏から、「■先生がメールの内容で大至急電話を頂きたいといっています。」と聞き、■氏に電話をした。このとき、事前に■氏から送られてきたメールがあったが、原告がこれを確認する前に、■氏と電話をし、原告は■氏に対し、「既に終わったことを山岳部が総長に文句を言う形で提案されるのはおかしいです。」と伝えた。このように礼節を欠く表現で伝えた事実はない。

また、■氏への文書についても、■総長補佐が「このようなデリケートな問題は、直接本人同士が話をすると揉めますので、私の方で処理させてください」と引き受ける意向を示したため、原告は■総長補佐に誤解の処理を委ね、同日中の夕方には、■総長補佐が■氏宛ての手紙の草案を示した。原告は、内容を確認し、「これで良いので、すぐに送付して欲しい」と指示しており、原告は礼節を持った対応を行なっている。

さらに、スイス大使館とのやりとりについては、原告は、スイス大使館と日程調整をする以前に、7月2日に北京に立ち寄り中国科学技術大学の■学長と会わなければならぬことになっており、「空沼小屋」の再開記念式典と重複する日程が入ってしまっていた。そのため、原告は、政策調整室（秘書の■氏又は■専門員）に対し、「当方から、7月

2日を指定したのは当方であるから、謝罪したい」とスイス大使館に連絡するように指示した。なお、スイス大使館との件については、後日、「スイス大使館でその必要はない旨の連絡を受けた」との報告が[] 政策調整室補佐からあった。このように、スイス大使館との面談をキャンセルしたことには合理的な理由があり、適切な謝罪もしていることから非礼との評価も当たらない。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

前述の通り、本件解任処分に至る過程において認定された事実には重大な事実誤認がある。

また、前述した事実経過からすれば、何ら被告北大の信用を失墜させるものとは評価できない。仮に、原告と[] 氏との間に、情報の行き違いに基づいて話し合いがなされたために一時的に誤解が生じたとしても、原告と[] 氏とが直接電話で話し合い、かかる誤解は解消されている。前記認定事実は、[] 氏との一時的な誤解を過度に誇張し、解任事由に結びつけたものと言わざるを得ず、事実の評価においても、重大な誤りがあると言わざるを得ない。

以上より、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

(2) ANAの件

ア 認定された事実

(イ) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成29年10月22日午後8時から9時頃、羽田空港国際

線ターミナル内の「ANA LOUNGE」受付において、同社のルールによれば同行者1名までが入室可能であり、同行者2名は入室できないにもかかわらずこれを求めて拒否されると、自身が北海道大学総長であることを名乗り「名和総長が来たのに、なんでちゃんと対応しなかったんだ、って怒られるのは、他の人ですよ」などと述べて、本来であれば受けられない待遇をことさらに要請し、もって北海道大学の信用を失墜させかねない行為に及んだ。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

平成29年10月22日午後8時から9時頃、全日本空輸株式会社が運営する羽田空港国際線ターミナル内の「ANA LOUNGE」受付において、原告は、同社の規定によれば同行者2名が入室できないにもかかわらずこれを求めて拒否されると、自身が北海道大学総長であると告げて「名和総長が来たのに、何でちゃんと対応しなかったんだ、って怒られるのは、他の人ですよ」などと発言し、本来であれば受けられない待遇をことさらに要請するという、本学の信用を失墜させかねない行為に及んだ。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

処分理由では、原告が北大総長であることを名乗り「名和総長が来たのに、なんでちゃんと対応しなかったんだ、って怒られるのは、他の人ですよ」などと述べて、本来であれば受けられない待遇をことさらに要請し、もって北海道大学の信用を失墜させかねない行為に及んだとされている。

しかし、2019（平成31）年1月10日付けの全日空空輸株式会社（送り手は北海道支社長と思われるが黒塗の為判別できず）の手紙にあるように、総長の在任期間はV I P待遇としていただいた原告の希望を受け、現場の判断で入室を可能としてもらったものである。

なお、3名の入室を希望したのは、最終到着地のインドネシア（スラバヤ）に到着後、国際会議に直接出席する必要があるにもかかわらず、日本を出発する前までに会議の日程や内容が決定しておらず、また、中継地のシンガポールでは午前4時55分と早朝の到着で、空港ラウンジが使用できなかったためである。

よって、原告が北大総長であることを名乗り「名和総長が来たのに、なんでちゃんと対応しなかったんだ、って怒られるのは、他の人ですよ」などと述べて、本来であれば受けられない待遇を殊更に要請したという事実は存在しない。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

前述した事実経過からすれば、何ら被告北大の信用を失墜させるものは評価できない。

よって、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

4 原告の北海道大学代表者及び研究者としての問題行為について

(1) 電力の競争入札に関する件

ア 認定された事実

(イ) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成29年12月14日、総長室において、北海道大学札幌キャンパスで使用する電気一式購入の政府調達案件について、競争入札によって落札者が決定し、入札結果を報告してきた[]財務部長（当時）に対し、合理的な理由もなく「入札を取り消せ」などと非難し、北

海道電力について言及したうえで、特定の業者のために入札を改めて実施するよう要請したと受け取れる理不尽な言動に及ぶなど、落札結果を覆し北海道電力と契約できるよう、政府調達の基本ルールを無視した不適切な業務を指示した。

(1) 総長選考会議が認定した事実

平成30年度から平成32年度までの3年間の北海道大学札幌キャンパスで使用する電気一式の入札手続きの改札が行われP社（本社東京）が落札し試算では3年間で約5億円の経費削減になる旨を、平成29年12月14日午後3時30分頃から、総長室において[] 財務部長（当時）が原告に報告した際に、原告は同財務部長に、合理的な理由もなく「入札を取り消せ」などと非難したうえ、北海道電力について言及し「再度入札」といったような特定の業者のために入札を改めて実施するよう要請したと受け取れる理不尽な言動に及ぶなど、政府調達の基本ルールを無視した不適切な業務を指示した。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

原告は、「入札を取り消せ」との発言や、特定の業者との契約を強いるような「北電に入札させろ」などといった発言はしていない。

このときの経緯は、入札をめぐる議論において、原告が、新電力会社の経営基盤についての確認がないまま契約した場合、当該会社が電力事業を行えなくなった際の補償について質問したところ、[] 財務部長から「値上げを考えても利益が大きい。新会社が潰れても、北電が同じ料金で請け負ってくれます。」と回答があった。原告は、「それならば、なぜ、北電の料金は新電力と同じにならないのか」と矛盾を指摘し、「それでは、自分たちが試算したより安い料金で契約することになり、地場産業を潰すことになるのではないか」と強く問題点を指摘した。原告の指摘を受け、[]

■事務局長が「もう一度、考えよう」と提案し、その場での議論は打ち切られたという経緯である。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

前述した事実経過からすれば、認定された発言はなく、政府調達の基本ルールを無視した不適切な業務指示がなされたものということもできない。

よって、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

(2) 北大フロンティア基金「総長政策活動口座」開設の件

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成29年11月頃から、「本学の学生に対する支援、教育研究、社会貢献及び国際交流に関する活動等の推進並びに教育研究環境の整備充実を図るとともに、経済的な理由で就学が困難な学生に対して財政的に支援することを目的」とするフロンティア基金の趣旨に反するにも拘わらず、同基金を利用して、総長の活動費（懇親会費等）として自由に使えるような資金を確保することを企図して、████████政策調整室専門員（当時）らにこれを実現するよう命令するという、裁量の範囲を逸脱して不適切な業務を指示した。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

「本学の学生に対する支援、教育研究、社会貢献及び国際交流に関する活動等の推進並びに教育研究環境の整備充実を図るとともに、経済的

な理由で修学が困難な学生に対して財政的に支援することを目的」とするフロンティア基金の趣旨に反するにも拘わらず、同基金を利用して、総長の活動費（懇親会費等）として自由に使えるような資金を確保することを企図して、平成29年11月頃から、原告は、[REDACTED] 政策調整室専門員（当時）らに同基金を利用してこれを実現するよう命令するという、裁量の範囲を逸脱した不適切な業務を指示した。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

このとき、広報室を通じて、フロンティア基金のうち、使途を特定しないフロンティア基金のルールが既に設けられていたことが周知されていたのであるから、総長の活動費の資金を確保することを検討することは、同基金の趣旨に反していない。同基金の趣旨に反して、総長の活動費（懇親会費等）として自由に使えるような資金を確保することを企図したとの事実及び評価は誤りである。

また、原告は、[REDACTED] 専門員に「もう年末が近づいていますが、[REDACTED] さんや[REDACTED] さんから、部局事務の忘年会への寄付はどうなっているのか聞いていますか」と尋ねたに過ぎず、[REDACTED] 政策調整室専門員（当時）らにこれを実現するよう命令するという、裁量の範囲を逸脱して不適切な業務を指示したという事実もない。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

前述した事実経過からすれば、裁量の範囲を逸脱し不適切な指示を行ったものと評価することはできない。

よって、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明

白な誤りがある。

(3) 研究者の立場にある者としての問題行為一特別講演のパワーポイント作成の件

ア 認定された事実

(イ) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、日本スピリチュアルケア学会の第11回学術大会における特別講演「ロボットと倫理」（平成30年9月29日）で使用する予定のパワーポイントスライドの作成に当たり、まず、他人が作成したデータを転載することで自ら作成したうえ、平成30年9月7日から同月中旬ころにかけて、他人が作成したデータであることが分からないように加工するよう [] 政策調整室係員を通じて [] 大学力強化推進本部主任URAに指示するとともに、そのデータを交付したうえ、[] URAをしてそのように修正させ、もって研究者倫理に違反し著作権を侵害する不適切な業務を行わせた。

(ロ) 総長選考会議が認定した事実

原告は、日本スピリチュアルケア学会の第11回学術大会における特別講演 「ロボットと倫理」（平成30年9月29日）で使用する予定のパワーポイントスライドの作成に当たり、まず、他人が作成したデータを、転載することでパワーポイントデータとして自らが作成したうえ、平成30年9月7日から同月中旬ころにかけて、他人が作成したデータであることが判明しない内容に加工するよう [] 政策調整室係員を通じて [] 大学力強化推進本部主任URAに指示するとともに上記のデータを交付したうえ同URAをしてそのように修正させるという、研究者倫理に違反し著作権を侵害する不適切な業務を行わせた。

イ 事実経過及び発言に至る経緯

まず、原告が、「スピリチュアルケア学会での特別講演で使用するパワーントにおけるデータが著作権を侵害しないかをチェックして頂きたい」と述べ、[REDACTED]URAにパワーポイントの作成を依頼したことは事実である。

しかし、原告は、2018（平成30）年9月7日に、[REDACTED]URAに対し、プリンターで出力したパワーポイントデータを見せ、「スピリチュアルケア学会での特別講演で使用するパワーポイントにおけるデータが著作権を侵害しないかをチェックして頂きたい」と依頼したのみである。

したがって、総長選考会議が認定した事実は誤りである。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

前述した事実経過からすれば、何ら研究者倫理に反するものと評価することはできない。

よって、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、選考会議規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

5 その他、総長としての資質を疑われる行為

(1) 北海道大学役職員倫理規程違反行為

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、北海道大学との間で平成27年度から平成30年度までの間に物品取引があり、同大学の代表者である原告との関係において、北海道大学役職員倫理規程上に定める「利害関係者」に該当する一般社団法人北海道セメント協会が主催した平成29年11月24日の

「セメントの底力セミナー」及び平成30年5月9日の「第72回セメント技術大会」において、同規程に基づく倫理監督者の承認を得ずに同協会からの依頼に応じ報酬を得て講演を行い、もって同規程に違反する行為に及んだ。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

文部科学大臣が認定した事実と同様の事実を認定した。

イ 事実経過

原告が倫理監督者の承認を得ず、報酬を得て講演を行ったことは事実である。もっとも、当該事実は、以下の事実経過が存在する。

原告は、総長に就任する直前、当時総長補佐への就任が決まっていた■■■工学部事務部長（当時）から、「できるだけ講演会に出て講演料をもらってきてください。そして、それをフロンティア基金に寄付してください。」との助言を受けた。

さらに、一般社団法人セメント協会の主な活動目的が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」という公益的なものであり、講演依頼を受けた「セメントの底力セミナー」及び「第72回セメント技術大会」についても、公益目的の事業に係るものであった。

原告は、このような公益目的事業における講演については、被告北大役職員倫理規程が適用されないものと考え、倫理監督者の承認を得ずに、同協会からの依頼に応じ報酬として10万円及び7万7959円を得て講演を行った。

なお、原告は、2018（平成30）年8月27日、フロンティア基金から寄付の募集がされると、当該報酬金を含めた30万円をフロンティア基金に寄付している。

ウ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

確かに、原告は、二度、被告北大役職員倫理規程を犯している。もっとも、当該違反は、同規程を誤解していたために犯してしまったに過ぎない。また、取得した報酬金についても全額寄付しているのであり、何ら悪質な違反ということはできない。むしろ、当該寄付という事情を公にすることにより、原告の適格性を示すこともできたといえる。

したがって、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、規程第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

(2) 総長室の移動工事による追加支出を要する行為

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、人件費削減幅の縮小が総長へ立候補した際の動機であるとしていたが、これを実現するためには、全学的な経費節減に取り組まなければならぬところを、総長室がある事務棟の耐震改修工事が完了していたにもかかわらず、平成29年3月に事務棟北側に配置されていた総長室を日当たりの良い南側に変更する工事を行わせ、当初の計画にはない追加の経費を支出させるという不適切な行為をした。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

文部科学大臣が認定した事実と同様の事実を認定した。

イ 事実経過

原告が総長室の追加工事を依頼したことは事実である。当該事実経過は以下のとおりである。

原告は、人件費の削減幅を減少すると表明して、2017（平成29）

年4月、総長に就任した。

原告の総長就任した時、総長室のある事務棟は改修工事の最中であった。総長室で機能的な会議を行う必要があると判断した原告は、今からでも間に合うのであれば、追加工事を依頼したいと考えた。

原告が、[REDACTED]工学事務部長（当時）及び[REDACTED]事務局長（当時）に相談すると、同人らは、施設部に掛け合ってくれた。ちょうど改修工事は遅れており、総長室についての追加工事を受け付けることが可能との回答を得ることできた。

この結果、総長室で機能的な会議を行うことができるような追加工事が行われた。なお、このようは目的を果たすためには、役員が昼食時に懇談するための会議室として予定されていた部屋を取り囲む形で総長室を置くという配置しかあり得ず、当該配置とした結果、総長室は事務棟南側に置かれることとなった。

ウ 事実誤認及び評価の誤りの存在

したがって、原告による追加改修工事の指示は、必要に迫られて行ったものである。

ゆえに、文部科学大臣、総長選考会議及び調査委員会の各判断には事実誤認及び評価の誤りが存在する。

エ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

仮に、上記各支出が必ずしも不必要な支出であるとしても、追加費用は、模様替費として99万9000円、電気設備工事費として32万4000円が支出されたに過ぎず、巨額の費消があったとまで評価することはできない。

したがって、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、

規定第18条第1項第4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当するとした総長選考会議の評価、判断には明白な誤りがある。

(3) 感謝状贈呈式を欠席した行為

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成30年12月6日午後1時30分から予定されていた、北大フロンティア基金に500万円の寄附をした[REDACTED]株式会社取締役名誉会長への感謝状贈呈式への出席を、原告が自ら贈呈することが予定されていたのにもかかわらず、合理的な理由もないのに直前になり翻意したうえこれを欠席し、重要な職務を懈怠した。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

文部科学大臣が認定した事実と同様の事実を認定した。

イ 事実経過

原告が、感謝状贈呈式を欠席したことは事実である。もっとも、欠席には以下の事実経過が存在する。

原告は、もともと、同日、感謝状贈呈式に出席した後に、文部科学省に赴く予定であった。ところが、同年4日に開催された国立大学協会理事会において、「民間企業のやつらが大学の自治に口を出すと大学の自治が壊れる」という民間企業出身である原告を暗に批判する発言があった。さらに記念撮影の際には、「来年の1月ころには辞めるやつがいる」などといった発言があった。

原告は、他大学関係者から多くの批判を受けたことから、民間企業出身の自分が総長の地位にいることが被告北大の評判を落としてしまうのではないかと思うようになり、自身の進退について、文部科学大臣に早期に相

談する必要があると考えるに至った。

そこで、原告は、急遽、感謝状贈呈式を欠席し、文部科学省へ赴いたのである。

ウ 事実誤認及び評価の誤りの存在

イで述べたとおり、原告には、感謝状贈呈式を欠席しなければならない合理的理由が存在したのであり、文部科学大臣、総長選考会議の各判断には事実誤認ないし評価の誤りが存在する。

エ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

仮に当該事情が真実であるとしても、当該事情によって、被告北大の運営に重大な支障が生じたなどということにはならない。

したがって、上記事情から「その他役員たるに適しない」と評価することはできない。

(4) 学術コンサルティング制度に関し異議を唱えた行為

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、学術コンサルティング制度の導入に関して、平成30年2月14日開催の部局長等連絡会議の前日（同月13日）に行われた事前レクチャーにおいて、既に理事連絡会議や役員会の議を経て同年4月に導入する方針が固まっていたにもかかわらず、その方針に異議を唱え、会議の議題とすることを見送らざるを得なくなり、直前で導入を延期させたために、多くの関係者を困惑させ、業務を増大させるとともに、役職員らの士気を低下させた。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

学術コンサルティング制度の導入に関して、平成30年2月14日開催の部局長等連絡会議で意見聴取を行うため、同年2月13日午後3時

ころ、総長室において北海道大学担当者らが原告に対して事前のレクチャーを行った際に、理事連絡会や役員会において同年4月からこの制度を導入することが既定の方針であったにも拘わらず、原告が間接経費の割合に異論を唱えるなどして導入を延期させたのは、不適切であった。

イ 事実経過

上記事実は存在しない。実際の事実経過は以下のとおりである。

原告は、経常収入に対する受託・共同研究収益を増大させ、人件費削減率の圧縮を図ろうと考えていた。ところで、大学の外部資金による研究費は、装置購入や博士研究人件費といった直接経費と光熱水費や研究室器具、研究支援人材人件費など大学本部が対応する間接経費から構成される。間接経費の割合が小さければ小さいほど、研究における大学の自己負担額が大きくなり、当該負担を回避するために、人件費削減につながることになる。したがって、大学の受託・共同研究収益を増大させるためには、間接経費の予算を上げる必要があり、原告は、同年2月13日の事前レクチャーよりずっと前から間接経費の予算を10%から30%へあげるよう、研究担当理事である[REDACTED]氏に対し検討を要請していた。

ところが、事前レクチャーにおいて説明された学術コンサルティング制度では、間接経費の予算が5%程度しか計上されていなかった。

原告は、間接経費の予算が低すぎれば、被告北大本部による予算の出し渋りにより、研究者が間接経費の負担を強いられこととなる可能性があること、企業が経費削減のため共同研究から学術コンサルタントに乗り換え外部資金の獲得額が減ることを危惧した。

このため、原告は、事前レクチャー時において、再度、間接経費の予算を30%まで上げるよう指示を出すこととした。

ところが、被告北大は、間接経費の引き上げのためには、外部調査が必

要となるなどとのべ、結論を先送りした。

この結果、学術コンサルティング制度の実施に遅延が生ずることとなつた。

ウ 事実誤認及び評価の誤りの存在

同年2月中旬ころ、原告が「俺、こんな話聞いていない。俺、こんな制度気に入らない」などと発言したことはない。また、多くの関係者を困惑させ、役職員らの士気を低下させたといった事実は存在しない。

さらに、学術コンサルティング制度の遅延は、原告によるものではなく、被告北大が外部調査をするなどといって結論を先送りした結果によるものである。仮に、当該遅延の一端が原告による間接経費の引上げ指示にあるとしても、当該指示は、学術コンサルティング制度をより良いものとするために行われた必要やむを得ないものであり、原告が不当に遅延させたものということはできない。

したがって、文部科学大臣、総長選考会議の各判断には事実誤認及び評価の誤りが存在する。

エ 「その他役員たるに適しない」と評価できないこと

大学の運営において、十分な議論がなされていない場合、これを指摘することは正当な業務である。したがって、仮に多くの関係者を困惑させ、業務を増大させるとともに、役職員らの士気を低下させるとしても、大学のより良い運営のためには必要な行為といえる。また、学術コンサルティング制度の遅延も1か月程度と短期間である。

以上より、「その他役員たるに適しない」と評価することはできない。

(5) コミュニケーションマークについて優柔不斷な姿勢を示した行為

ア 認定された事実

(ア) 文部科学大臣が認定した事実

原告は、平成30年3月ころ、広報のためのプロジェクトチームにおいて北海道大学の新たなコミュニケーションマークを決定するに際し、「全部自分が見るんだ。決定は私がするから」などと指示しながらも、「俺決められない」「決めなくていいや」などと述べて最終的な判断をしない優柔不断な姿勢を示し、もってその決定を遅延させた。

(イ) 総長選考会議が認定した事実

文部科学大臣が認定した事実と同様の事実を認定した。

イ 事実経過

上記事実は存在しない。実際の事実経過の以下のとおりである。

広報のため、被告北大のコミュニケーションマークを刷新することとなり、デザイナーの[REDACTED]氏の協力を得ることとなった。

2018（平成30）年2月22日、同氏よりロゴデザイン案数点の提供を受け、原告が、デザインを決定しようとすると、政策調整室[REDACTED]室長代理から、さらにデザインについて検討したい旨の要望があった。デザインの候補が出そろっていることから、原告は、これに異を唱えた。しかし、[REDACTED]室長代理が、デザインの再検討について頑として譲らなかつたため、やむなくこれに応じることとなった。

この結果、コミュニケーションマークの決定に遅延が生じた。

ウ 事実誤認の存在

原告が「全部自分が見るんだ。決定は私がするから」などと指示しながらも、「俺決められない」「決めなくていいや」などと述べたという事情は存在しない。

したがって、文部科学大臣、総長選考会議の各判断には事実誤認が存在する。

エ 「その他役員たるに適しない」と評価できること

仮にコミュニケーションマークの決定の遅延について、原告に原因があるとしても、当該遅延は大幅な遅延とは言い難い。また、大学の運営において何らの差支えも生じていない。

ゆえに、上記事情から「その他役員たるに適しない」と評価することはできない。

第7 裁量権の逸脱・濫用（判断過程審査）

1 判断過程審査について

当該行政処分が、裁量権の行使としてなされた場合、「事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合」には、裁量権の逸脱・濫用となるとされている（最判平成18年11月2日・民衆60巻9号3249頁）。

こうした、判断過程を審査する手法は、判例・裁判例において広く用いられているところである。具体的には、考慮すべき事由を考慮したか否か、又は、考慮すべきでない事由を考慮したか否かという考慮逸脱・他事考慮審査（形式的考慮要素審査）と重視すべき事由を重視したか否か、又は、重視すべきでない事由を重視したか否かという考慮不尽審査（実質的考慮要素審査）によって、審査し、裁量権の逸脱・濫用を判断するものである。

本件においても、総長選考会議による解任申出についても、上記手法によつて裁量権の逸脱・濫用の有無が判断されなければならない。

2 考慮逸脱・他事考慮審査（形式的考慮要素審査）

(1) 法の趣旨及び総長選考基準による考慮要素

ア 国立大学法人法における学長としての資質

国立大学法人法第12条7項は、「第2項に規定する学長の選考は、人

格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。」と定める。

同条を受け、国立大学法人北海道大学総長選考会議規程第8条は、「総長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、会議が選考する。」(同条第1項)、「前項の選考は、会議があらかじめ策定する選考基準により行うものとする。」(同条第2項)と定めている。

これらの諸規定からは、人格、学識、教育研究活動を適切かつ効果的に運営する能力が学長の資質を構成する要素となる。これらは選任に当たって考慮すべき事由であるが、解任申出に当たっても当然に考慮すべき事由である。

イ 総長選考会議の定める総長選考基準

被告北大では、「あらかじめ策定する選考基準」(選考会議規程第8条第2項)として、「望まれる総長像～国立大学法人北海道大学の総長選考基準～」を策定し、下記の要素を学長に求められる資質、能力としている。

これらは総長を選考する基準ではあるが、前述のとおり、総長選考会議は解任申出の判断においても、総長選考基準に基づき判断しているのであるから、以下の基準において掲げられた事項は解任申出の判断においても考慮されなければならない。

記

1. 人格が高潔で学識が優れ、学内外の敬意と信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者であること。
2. 基本理念と長期目標のためのビジョンを示し、構成員の幅広い支持

を受け総合的な合意を形成するとともに、それを学内外に浸透させるためのコミュニケーション能力と実行に向けた強いリーダーシップを有する者であること。

3. 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するため、国際的な視野と発信力を持って大学運営を行い、世界の中の北海道大学として存在感を高めることができる者であること。
4. 全教職員、同窓生および社会から広く英知を結集し、安定的な財政基盤の確立と適切な資源配分を実現できる総合的マネジメント能力を有する者であること。
5. 地域および国際社会との連携を深め、教育研究の成果を社会に還元するよう積極的に取り組むことを通じて、人類と社会の発展に貢献することができる者であること。

(2) 学内のチェック機能

ア 学長の解任の申出は、学内におけるチェック機能を果たしても、なお解任事由が解消されないというような場合に行うものでなければならない。

この点は、「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（平成26年2月中央教育審議会大学分科会）において、「学長選考組織や監事は、学長に対してできる限り支援や助言を行うべきであるが、それでもなお、十分な業務執行が行われていないと判断される場合には、学長選考組織は任命権者に対して学長の解任を申し出る責務がある。」とされたところである。

イ 学内のチェック機能として、以下の制度が設けられている。

国立大学法人法は、監事2名を必置の役員としている（法第10条）。

監事は、業務監査と会計監査の双方を担うものとされている。そして、監事が、学長を含む役員（監事を除く）の不正行為又はそのおそれがある

と認めるとき、又は国立大学法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならないとされる（法第11条の2）。この規定によれば、監事は学長の不正行為等を認めた場合には、解任権を有する文部科学大臣のみならず、学長本人にも報告する義務を負っている。これは、第一に、当該大学の業務全般について監督する権限を有する学長自身に自律的な是正を促すべきことを定めた趣旨である。そして、それでもなお、学長の自律的な是正が図られなかつた場合には、文部科学大臣が、その権限により報告徴収、是正要求等を行い、是正を図るプロセスを想定している。

ウ また、被告北大の総長選考会議は、常設の機関として設置され、「会議は、総長の業務の執行状況について恒常に把握するとともに、在任期間における業績に係る評価を行う。」（選考会議規程第2条第2項）という任務を負っている。

総長選考会議においても、監事と同様に業績評価等を通じ、総長へのチェック機能が果たされ、総長自身に是正を求め、それでもなお是正が図られない場合には、解任の申出を行うという法の予定するプロセスを経る必要がある。

エ したがって、解任の申出に至る前に、これらのチェック機能やプロセスが果たされたか否か、また、チェック機能が果たされた場合のは正の有無・程度を考慮しなければならない。

(3) 小括

以上より、考慮逸脱・他事考慮審査においては、前記(1)及び(2)の事項が、考慮すべき事項であり、これ以外の事項は考慮すべきでない。

3 解任理由の誤り

(1) 総長選考会議の判断理由

総長選考会議は、前述した事実（総長選考会議は30の事実）をもとに、以下のように判断理由を示している（甲20）。

記

総長選考会議は、事実確認の結果を踏まえ、名和前総長が解任の申出事由に該当するか否かを、検討した。

この判断は、名和前総長の総長選考時に示された「望まれる総長像～国立大学法人北海道大学の総長選考基準～（平成27年3月19日総長選考会議。以下「望まれる総長像」という。）」に基づいた。

「望まれる総長像」は、その第1に、「人格が高潔で学識が優れ、社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者であること」を掲げている。

さらに、国立大学法人北海道大学の総長には、基幹総合大学の長として、極めて高い倫理観と規範意識が求められる。

しかしながら、名和前総長の役職員に対する態度は、平成29年4月の総長就任直後から、威圧的にふるまう、過度に叱責する、合理的な理由もなく予定をキャンセルする、不必要的業務を指示する、研究者倫理に反し著作権を侵害することを命じる、合理的な理由もなく前言を覆す、入札の公正さを害するような言動に及ぶといったものであったほか、本学の役職員倫理規程に違反する行為も認められた。

総長として実際に業務を行っていた期間を通じて、相当数の役職員が異なる機会に同種のことを経験しており、名和前総長のコミュニケーション能力の乏しさが認められる。

名和前総長と役職員との信頼関係は修復あるいは再構築することが不可能なほどに毀損され崩壊しており、大学の健全、適切、効果的そして円滑

な業務運営に、重大な懸念がもたれる。

対外的にも、非礼かつ尊大な態度で接し、大学の信用を失墜させていた事実が認められる。

以上のことから、原告は「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえず、総長選公会議は、選考会議規程第18条1項4号に規定する「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当すると判断し、解任の申出を行った。

(2) 評価の誤り

総長選考会議は、総長選考基準第1項に該当する事実として、前記事実を認定し、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」とはいえないと判断した。

しかし、前記第7「『その他役員たるに適しないと認めるとき』に該当しないこと（要件②）」で述べたとおり、解任理由とされた事実には、重大な事実誤認又は評価の誤りが含まれている。総長選考会議が誤認した事実や認定しなかった事実をもとにすれば、前記のとおりの評価となるのであり、「社会の信頼を得ることができ、かつ、基幹総合大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者」にあたらないとした総長選考会議の判断には考慮不盡があると言わざるを得ない。

4 考慮すべき原告の実績

(1) 財政再建の成功

原告が総長に就任する以前の被告北大の財政状況は、国からの運営交付金が年々減少し、2017年度から2021年度までの5年間で約55億円が不足するという財政難に陥っていた。

財政難の原因として人件費が問題となっていたところ、原告は、有為な人材の確保、充実した教育・研究の実践とのバランスを図りつつ、2017年度で10億円、2018年度で16億円の余剰金が生じる財政状況へと改善させ、財政再建を達成した。

これは、「教育研究活動を適切かつ効果的に運営」する能力（総長選考基準第1項）、「暗転的な財政基盤の確立と適切な資源配分を実現できる総合的マネジメント能力」（総長選考基準第4項）を有するものと評価できる。

しかし、総長選考会議は、これを考慮しなかったことは明らかである。

(2) 教育力の向上

原告の在任期間中、以下の実績を上げ、2018年に作成された日本の大學生の教育力を総合的に評価した「THE世界大学ランキング 日本版」において、2019年に被告北大が全国5位にランキングされ、教育力の向上を達成している。

ア 国際化支援事業「スーパーグローバル大学創生支援事業」の2017年度中間評価においてA評価達成した実績

イ 2018年4月、3つの国際大学院（医理工学院、国際感染症学院、国際食資源学院）の開設による、教育の国際化を促進した実績

ウ 2018年10月、「卓越大学院プログラム」に「One Health フロンティア卓越大学院」が採択された実績

これらの実績のよって裏付けられる教育力の向上は、総長選考基準第3項に該当するものであり、総長解任の判断において、考慮されなければならぬものである。

しかし、総長選考会議は、これらの事情をなんら考慮していないことは明らかである。

(3) 研究面における成果

被告北大は、原告の総長就任以前から世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）に採択されることを目指していたところ、原告が総長に就任した後の2018（平成30）年10月に、これに採択された。WPIは10年間の事業期間があり、この間、毎年約7億円もの補助金が交付され、若手研究者の安定的雇用の促進や世界的な研究者との交流の促進が図られることとなる。これによって、さらなる研究力の向上をなしうる基盤を作り上げた実績がある。

かかる実績は、「地域および国際社会との連携を深め、教育研究の成果を社会に還元するよう積極的に取り組みを通じて、人類と社会の発展に貢献することができる」能力（総長選考基準第4項）にあたり、解任の可否を判断するに当たり、考慮しなければならない。

しかし、総長選考会議は、これらの事情をなんら考慮していないことは明らかである。

5 小括

以上のとおり、総長選考会議の申出には、その判断に重大な事実誤認及び評価の誤りにとどまらず、考慮すべき事項を考慮していないのであり、裁量権の逸脱・濫用があり違法である。そして、総長選考会議による解任申出の違法性は文科大臣による本件解任処分に承継され、本件解任処分も違法となる。

第8 裁量権の逸脱・濫用（比例原則違反）

解任処分はいうまでもなく、総長としての地位を奪うという重大な不利益処分である。これを正当化しうるには、国立大学法人法が定めた欠格事由に匹敵しうるだけの解任事由が必要である。しかし、前述したように、総長選考会議の判断は明らかな事実誤認や評価の誤りを含み、かつ、考慮しなければならない事項を考慮していないものである。仮に、原告に総長としての不適切な行為

が認められたとしても、それは軽微なものにとどまり、学内のチェック機能等によって改善されるべきものであり、総長解任という重大な不利益を課すことを正当化しうるものではない。

原告の総長としての資質を疑わせる事由とこれに課された不利益がバランスを失していることは明らかであり、総長選考会議による解任申出は、比例原則に反するものとして、裁量権の逸脱・濫用と言わざるを得ない。そして、総長選考会議の解任申出の違法性は本件解任処分に承継され、その処分も違法である。

第3章 国家賠償請求

第1 被告北大

1 被告北大の職員による職務行為が国家賠償法1条1項の「公務員」による「公権力の行使」に当たること

国立大学法人法は、独立行政法人通則法51条（みなし公務員）を準用するものではないものの、裁判例上、国立大学法人の職員が公権力を行使する公務員にあたるとされている（参照 東京地裁平成21年3月24日判決 判例時報2041号64頁以下）。

そのため、被告北大の職員による職務行為には、国家賠償法1条1項の適用が認められる。

2 本件申出行為は国家賠償法1条1項の職務行為に該当すること

被告北大による原告への総長任に向けた一連の行為（第2章第2第1項ないし第9項、以下、「本件申出行為」という）は、その「職務を行う」ことであることは明らかである。

3 本件申出行為の違法性

本件申出行為に手続的瑕疵、事実誤認等、目的違反・動機違反、判断過程審

査の瑕疵及び比例原則違反に基づく違法性があることは、第2章第5ないし第8記載のとおりである。

そして、本件申出行為が原告を被告北大の総長としての地位から解任することを求めるものであり、原告の被る不利益が重大なものであることに鑑みれば、手続面及び実体面において、慎重に行わなければならぬ職務上の義務を負っているところ、被告北大は裁量権濫用逸脱などの上記の明白な違法行為を漫然と行ったのであるから、職務上の義務を果たさなかつたことは明らかである。

したがって、本件申出行為は、国家賠償法1条1項の定める違法性が認められる。

4 故意ないし過失の存在

前記のとおり、本件申出行為は、手続面において原告の防御の機会を保障することなく、実体面においても、原告の反論弁明を真摯に検討することなく行われたものであるため、担当職員に職務上の客観的注意義務違反が認められるため、国家賠償法1条1項の定める故意ないし過失が認められる。

第2 被告国

1 文科大臣の職務行為が国家賠償法1条1項の「公務員」による「公権力の行使」に当たること

文科大臣は、国家公務員法上の特別国家公務員（国家公務員法2条3項2号）に該当し、その職務行為は、国家賠償法1条1項の「公務員」による「公権力の行使」に当たる。

2 本件解任行為は国家賠償法1条1項の職務行為に該当すること

文科大臣による国立大学法人法17条2項に基づく解任処分行為（第2章第10項ないし第11項）が、特別国家公務員である文科大臣の「その職務を行う」ことであることは明らかである。

3 本件解任行為の違法性

本件解任処分は、本件申出行為に基づきおこなわれたものである両行為は、原告を被告北大総長から解任するとの同一の法的効果に向けられた一連の行為であり、かつ、後者は前者抜きにはなしえないものであるため、前者の違法性は後者にも承継される。

そして、文科大臣は、国立大学法人法17条2項に基づく解任処分行為を行うに際しては、学長解任との法的効果の重大性に鑑みるならば、同条項に規定する「役員たるに適しないと認める」事由があるかについては慎重に判断すべき職務上の義務を負うものであるところ、前述の本件申出行為の違法性について何ら調査・検討することなく、漫然と、解任処分行為を行ったのであり、文科大臣として果たすべき職務上の義務を果たさなかつたことは明らかである。

したがって、本件解任行為は、国家賠償法1条1項の定める違法性が認められる。

4 故意ないし過失の存在

文科大臣は、国立大学法人から学長解任の申し出がなされた場合、国立大学法人法17条に定める要件の存否について、慎重に審査し判断すべき客観上の注意義務を負うところ、本件申出行為を受け、漫然と、本件解任処分を行ったのであるから、職務上の客観的注意義務違反が認められる。したがって、国家賠償法1条1項の定める故意ないし過失が認められる。

第3 共同不法行為の成立

被告らは、各自独立して国家賠償法1条の要件を充たしている。そして両者の不法行為は、原告を被告北大総長から解任するための一連の行為であり、関連的共同性が認められ、両者の関係は、共同不法行為（国家賠償法4条の準用する民法719条1項）となる。

第4 損害

1 報酬相当額 金1033万1832円

原告は、被告北大総長として在任中、年俸金2066万3671円（月当たり金172万1972円）の報酬を受領する地位を有していたが、被告らの各不法行為により、同地位を一方的に奪われ、報酬を受領できなくなった。

そこで、解任処分を受けた2020（令和2）年7月以降、本件提訴時までの6か月分の報酬相当額金1033万1832円の損害の賠償を請求する。

2 慰謝料 金300万円

(1) 被告らによる一連の行為により、原告は、被告北大総長として、職員に日常的なハラスメント行為を行っていた、かつまた、被告北大の対外的な信用失墜行為を行った、研究者としての問題行為があった、その他総長としての資質を疑わせる行為を行ったとの一方的な事実認定の下、被告北大総長の地位を一方的に解任され、かつ、その結果を広く報道されることになった。

(2) これら被告らの共同不法行為によって、原告は、被告北大総長の地位を奪われ、その社会的信用を失墜させられた（社会的信用の失墜）。

(3) 以上のような原告の被った苦痛等を慰謝するためには、少なくとも、300万円が支払われなければならない。

3 弁護士費用 金133万円

原告は、被告らに対する訴訟を提起するために、弁護士に委任せざるを得なかつたものであるところ、その弁護士費用としては損害額の1割である金133万円が相当である。

4 総額

以上より、原告が被告らに請求する賠償額は合計金1466万1832円である。

第5 因果関係

被告らの上記行為により、原告が法的理由なく被告北大の総長たる地位から解任され、それにより、上記損害を被ったことは明らかであるため、両者間の因果関係は認められる。

第4章 結語

以上のとおり、原告は、①行政事件訴訟法に基づき文部科学大臣が2020（令和2）年6月30日付でした原告に対する国立大学法人北海道大学学長を解任する旨の処分の取消を求めるとともに、②被告国及び被告北大に対して、国家賠償法1条1項及び民法719条に基づき金1466万1832円及びこれに対する2020（令和2）年6月30日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

証 挞 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 屬 書 類

- 1 訴状副本 2通
- 2 訴訟委任状 1通
- 3 資格証明書 1通
- 4 甲号証写し 各3通

当事者目録

原 告 名 和 豊 春

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目

北海道合同法律事務所（送達先）

TEL 011-231-1888 FAX 011-231-1785

原告訴訟代理人 弁護士 小野寺 信勝（連絡担当）

同 弁護士 佐藤 哲之

同 弁護士 佐藤 博文

同 弁護士 渡辺 達生

〒001-0040 札幌市北区北40条西5丁目5番20号 石橋ビル2階

札幌北部法律事務所

TEL 011-768-8411 FAX 011-768-8916

原告訴訟代理人 弁護士 今橋 直

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 北晴大通ビル2階

公園通り法律事務所

TEL 011-222-2922 FAX 011-222-2933

原告訴訟代理人 弁護士 市川 大輔

〒060-0061 札幌市中央区南1条西12丁目4-188

ドエルラクーン大通公園701号

さいとう耕法律事務所

TEL 011-208-2266 FAX 011-208-2277

原告訴訟代理人 弁護士 斎 藤 耕

〒060-0061 札幌市中央区南1条西13丁目 プラザビル5階

札幌アカシヤ法律事務所

TEL 011-210-0401 FAX 011-210-0402

原告訴訟代理人 弁護士 竹 信 航 介

〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目 タイムスビル8階

札幌協和法律事務所

TEL 011-281-0868 FAX 011-281-0897

原告訴訟代理人 弁護士 成 田 悠 葵

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 上 川 陽 子

当該処分をした行政庁 文部科学大臣萩生田光一

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西5丁目

被 告 国立大学法人北海道大学

上記代表者学長 審 金 清 博